よくわかる

建設業法



国土交通省 九州地方整備局

建設業法上の用語のポイントや

1. 建設業とは、建設工事(29業種(x))の完成を請け負う営業をいいます。

29業種=土木、建築、大工、左官、とび・土工、石、屋根、電気、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、 鉄筋、ほ装、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、 電気通信、造園、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体(※)

2. 軽微な建設工事のみ請け負うことを営業する者については、建設業の許可を 必要としないため、建設業法上は、「建設業者=建設業許可業者」と「建設業 を営む者=許可を受けている・許可を受けていないを問わず、全ての建設業 を営む者」との用語を使い分けています。

【軽微な建設工事】とは、工事一件の請負代金の額が

- ●建築一式工事の場合⇒1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150mに満たない木造住宅工事
- ●その他の建設工事の場合⇒500万円に満たない工事
- 3. 発注者・元請負人・下請負人について、建設業法では次のように定義されています。

通称	発注者(施主)	元請業者	一次下請	二次下請	三次下請
	発注者 📛	元請負人	下請負人		
建設業法上			元請負人	下請負人	
				元請負人	▶ 下請負人

4. 建設工事の請負契約とは、報酬を得て、建設工事(29業種(*))の完成を目的として締結する契約をいいます。

資材購入、調査業務や運搬業務などその内容自体は、建設工事ではないので、 建設工事の請負契約に該当しません。

5. 請負代金の額とは、消費税を含んだものをいいます。

(H13, 4, 3 国総建第97号「建設業許可事務ガイドラインについて」【その他】2.)

※ 解体工事業については、平成28年春頃施行予定(最終頁に補足説明)

次

建設業法の目的

建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、 建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公 共の福祉の増進に寄与することを目的に定められたものです。(建設業法第1条)

- 1. 建設業を営む者の資質の向上
- 2. 建設工事の請負契約の適正化



- 1. 建設工事の適正な施工を確保
- 2. 発注者の保護
- 3. 建設業の健全な発達を促進



公共の福祉の増進



建設業の許可

許可の必要な範囲

建設業(建設工事の完成を請け負うことを営業とするもの)を営もうとする者は、「軽微な建設工事」のみを請け負うことを営業とする者以外は、建設業の許可を受けなければなりません。(建設業法第3条第1項)

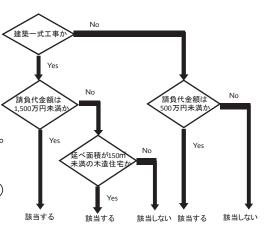
軽微な建設工事(建設業法施行令第1条の2)

「軽微な建設工事」とは、工事1件の請負代金の額が、以下のいすれかに 該当する場合です。

- ① 建築一式工事にあっては、1,500万円に満たない工事
- ③ 建築一式工事以外の建設工事にあっては、500万円に満たない工事

なお、上記の「請負代金の額」の算定にあっては、以下の点に注意が必要です。 ア) 2以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の合計額(同 令第1条の2第2項)

- イ) 注文者が材料を提供する場合は、その材料費等を含む額(同令同条第3項)
- ウ) 単価契約とする場合は、1件の工事に係る全体の額
- エ) 消費税及び地方消費税を含む額



大臣許可と知事許可

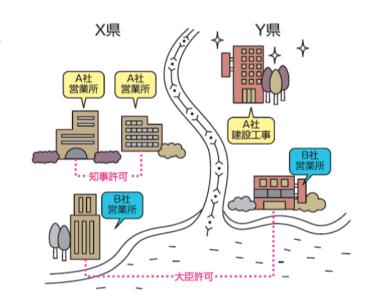
建設業の許可は、許可を受けようとする者の営業所の設置状況によって、大臣許可と知事許可に区分されます。建設業を営もうとする営業所が一つの都道府県の区域内にのみ存する場合は、その都道府県知事が許可をし、二つ以上の都道府県に存する場合には、国土交通大臣が許可をします。また、従たる営業所が許可を受けた業種について軽微な建設工事のみを行う場合も法に規定する営業所に該当し、当該営業所が主たる営業所の所在する都道府県以外の区域内に設けられている場合は、国土交通大臣の許可が必要です。なお、大臣許可及び知事許可とも営業できる区域及び建設工事を施工できる区域について制限はありません。

建設業法上の営業所

「本店」又は「支店」若しくは「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」をいいます。「常時請負契約を締結する事務所」とは、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問うものではありません。

また、これら以外の場合であっても、他の営業所に対して請 負契約に関する指導監督を行うなど、建設業に係る営業に 実質的に関与するものである場合も、ここでいう営業所となり ます。

ただし、単に登記上本店とされているだけで、実際は建設 業に関する営業を行わない店舗や、建設業とは無関係な支 店、営業所等は、ここでいう営業所には該当しません。

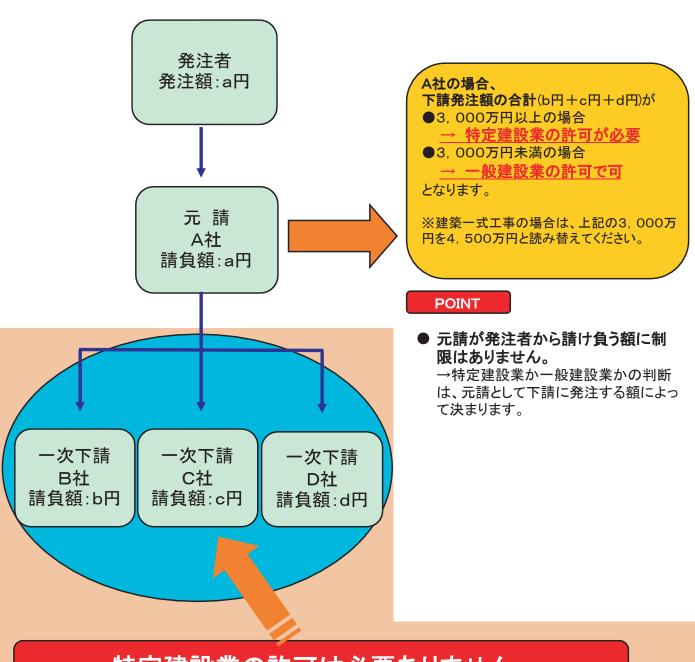


一式工事業と専門工事業

建設業の許可は2つの一式工事業と27の専門工事業に分けて行われます。一式工事とは、総合的な企画、指導及び調整のもとに土木工作物又は建築物を建設する工事です。原則として、大規模又は施工内容が複雑な工事を、元請業者の立場で総合的にマネージメントする事業者向けの許可となります。一式工事の許可のみを受けている者が、専門工事を単独で請け負う場合には専門工事の許可が必要となります。

一般建設業と特定建設業の違い

軽微な建設工事のみを請け負って営業する場合を除き、建設業を営む者は、元請・下請を問わず一般建設業の許可を受けなければなりません。ただし、発注者から直接工事を請け負い、かつ 3,000万円(建築一式工事の場合は4,500万円)以上を下請契約して工事を施工する者は、特定建設業の許可を受けなければなりません。(建設業法第3条(施行令第2条))



特定建設業の許可は必要ありません。

POINT

●発注者とは・・・

<u>建設工事の注文者で、他の者から請け負っていない者のことです。</u> 建設業法第2条5項・・・この法律において「発注者」とは、建設工事(他の者から請け負ったものを除く。) の注文者をいい、・・・(以下省略)

建設業許可の要件

建設業の許可を受けるためには、建設業法第7条に規定する4つの「許可要件」を備えていること及び同法8条に規定する「欠格要件」に該当しないことが必要です。

許可要件

(その1)経営業務の管理責任者

法人である場合においては役員のうち常勤であるもののうち一人が、個人である場合には本人又は 支配人のうち一人が、経営業務について一定の経験を有することが必要です。(法第7条第1号)

- ●「役員のうち常勤であるもの」とは、いわゆる常勤の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役、 これらに準ずるもの)をいい、原則として本社、本店において休日その他勤務を要しない日を除き、 一定計画のもとに毎日所定の時間、その職務に従事している者をいいます。
 - ・業務を執行する社員・・・持分会社(合名会社、合資会社、合同会社)の業務を執行する役員
 - ・取締役・・・株式会社の取締役
 - 執行役・・・委員会設置会社の執行役
 - ・これらに準ずる者・・・法人格のある各種組合等の理事等
- ●「経営業務の管理責任者としての経験」とは、営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、建設業の経営業務について総合的に管理した経験をいい、具体的には、法人の役員、個人事業主又は支配人、その他支店長、営業所長等の地位にあって経営業務を総合的に執行した経験をいいます。
- ●「一定の経験」とは、
 - (イ) 許可を受けようとする建設業に関し、5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有していること。
 - (ロ) 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し、7年以上経営業務の管理責任者としての 経験を有していること。
 - (ハ) 許可を受けようとする建設業に関し、7年以上経営業務の管理責任者に準ずる地位(使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においては本人に次ぐ地位をいう。)にあって、経営業務を補佐した経験を有していること。
 - * 上記(ハ)により、申請(変更を含む。)をしようとする場合は、準ずる地位に該当するか否か個別 ケースごとに審査が行われることになりますので、許可行政庁にお問い合わせ下さい。

注意

経営業務の管理責任者の設置は許可要件のため、例えば、許可を取得した後に経営業務の管理責任者が退職し、後任が不在となった場合は要件欠如で許可の取消し(法第29条第1項第1号)となります。このため、このような不在期間が生じないよう、あらかじめ上記要件を満たす者を選任するなど、事前に準備しておくことが必要です。

(その2) 営業所の専任技術者

建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保するためには、許可を受けようとする建設業に係る建設工事についての専門知識が必要になります。請負契約に関する見積、入札、契約締結等の業務の中心は各営業所にあることから、営業所ごとに許可を受けようとする建設業に関する一定の資格又は経験を有した技術者を専任で配置することが必要です。(法第7条第2号)

「専任」とは・・・

その営業所に常勤して専らその職務に従事することをいいます。従って、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し得るものでなければなりません。

次のような者は、原則として「専任」とは認められません。

- 技術者の住所が営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能である者
- 他の営業所において専任を要する職務を行っている者
- 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引主任者等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者(建設業許可を受けた営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合を除く) など

許可を受けようとする建設業が一般建設業であるか特定建設業であるか、またその業種により、必要となる技術資格要件の内容が異なります。営業所の専任技術者となり得る技術資格要件は以下のとおりです。

加油元業の主に仕作名した11月7日に次也五川	4. ウカミルル の ナビ 上 は カームロタフト は 20 b エ D
一般建設業の専任技術者となり得る技術資格要件	特定建設業の専任技術者となり得る技術資格要件
① 一定の国家資格等【注1】を有する者	① 一定の国家資格等【注1】を有する者
② 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、下記の実務経験【注2】を有する者 ・大学卒業後 3年以上 ・高等専門学校卒業後 3年以上 ・高等学校等卒業後 5年以上 ・上記以外の学歴の場合 10年以上 【注3】	② 一般建設業の専任技術者となり得る要件(①~③ のいずれか)を有し、かつ、許可を受けようとする建 設業に係る建設工事に関して、発注者から直接請 け負い、その請負代金の額が4,500万円以上【注 5】であるものについて2年以上の指導監督的な実 務の経験【注6】を有する者 ただし、指定建設業【注7】は除きます
③ その他 ・海外での工事実務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査【注4】を受け一般建設業の営業所専任技術者となり得るとしてその認定を受けた者	③ その他 ・海外での工事実務経験を有する者で、当該経験の 内容につき国土交通大臣の個別審査【注4】を受け 一般建設業の営業所専任技術者となり得るとして その認定を受けた者 ・指定建設業【注7】に関して、過去に特別認定講習を 受け、同講習の効果評定に合格した者、若しくは国土 交通大臣が定める考査に合格した者【注8】

- [注1] 営業所専任技術者となり得る国家資格者等一覧(P57参照)
- [注2] 実務経験とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含まれますが、ただ単に建設工事の雑務のみの経験については含まれません。《許可事務ガイドラインについて》
- [注3]「指定学科」とは、建設業法施行規則第1条で規定されている学科で、建設業の種類ごとにそれぞれ密接に関連する学科として指定されているもの
- [注4] 国土交通大臣の個別審査は、国土交通省土地・建設産業局建設業課(代表:03-5253-8111)にお問い合わせ下さい。
- [注5]以下についても4,500万円以上の建設工事に関する実務の経験とみなされます。
 - ・昭和59年10月1日前に請負代金の額が1,500万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験
 - ・昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前に請負代金の額が3,000万円以上4,500万円未満の建設工事に関して積まれた実務の経験
- [注6] 指導監督的な実務の経験とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の 技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。《許可事務ガイドラインについて 参照》
- 〔注7〕 指定建設業とは以下のとおり
 - 土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業 / 計7業種
- [注8] この特別認定講習及び考査については、過去の法律等改正時に経過措置的に行われたものですので、現在、新規に当該講習等を受ける ことはできません。

(その3) 誠実性

許可を受けようとする者が法人である場合においては、当該法人・役員(非常勤含む)・施行令第3条に規定する使用人が、個人である場合においては本人・支配人・施行令第3条に規定する使用人が、請負契約に関して「不正」又は「不誠実」な行為をするおそれが明らかでないことが必要です。(法第7条第3号)

【不正な行為】とは

請負契約の締結又は履行に際して、法律に違反する行為。

・・・たとえば詐欺、脅迫、横領、文書偽造を行うこと。

【不誠実な行為】とは

請負契約に違反する行為。

・・・・たとえば工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について契約違反の行為を行うこと。

誠実性を満たさない者の例

- ・建築士法、宅地建物取引業法等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者
- ・暴力団の構成員である場合又は暴力団による実質的な経営上の支配を受けている者 など

(その4) 財産的基礎等

倒産することが明白である場合を除き、建設業の請負契約を履行するに足りる以下の<mark>財産的基礎又は金銭的信用を有していること</mark>が必要です。既存の企業にあっては直前の決算期における財務諸表において、新規設立の企業にあっては創業時における財務諸表において判断します。(法第7条第4号)

一般建設業の許可を受ける場合	特定建設業の許可を受ける場合
次のいずれかに該当すること	次のすべてに該当すること
①自己資本の額が500万円以上であること ②500万円以上の資金を調達する能力を有すること ③許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して 営業した実績を有すること	①欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと ②流動比率が75%以上であること ③資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己 資本の額が4,000万円以上であること

●「自己資本」とは

- ・法人にあっては、貸借対照表における純資産合計の額をいいます。
- ・個人にあっては、期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益保留性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。

●「500万円以上の資金を調達する能力」とは

・担保とすべき不動産等を有していること等により、金融機関等から500万円以上の資金について融資を受けられる能力をいいます。具体的には、取引金融機関の預金残高証明書又は融資証明書等により確認します。

●「欠損の額」とは

- ・法人にあっては、貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合に、その額が資本剰余金、利益準備金及びその他の利益剰余金の合計額を上回る額をいいます。
- ・個人にあっては、事業主損失が事業主借勘定の額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に、計上されている 利益保留性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいいます。

●「流動比率」とは

・流動資産を流動負債で除して得た数値に100を乗じた数をいいます。

●「資本金」とは

- ・法人にあっては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいいます。
- ・個人にあっては期首資本金をいいます。

【補足事項】

財産的基礎等の基準に適合するか否かは当該許可を行う際に判断するものなので、許可を受けた後にこの基準に適合しないことになっても直ちに許可の効力に影響を及ぼすものではありません。

欠格要件

許可を受けようとする者が以下の①又は②に該当する場合は、許可を受けることができません。(法第8条)

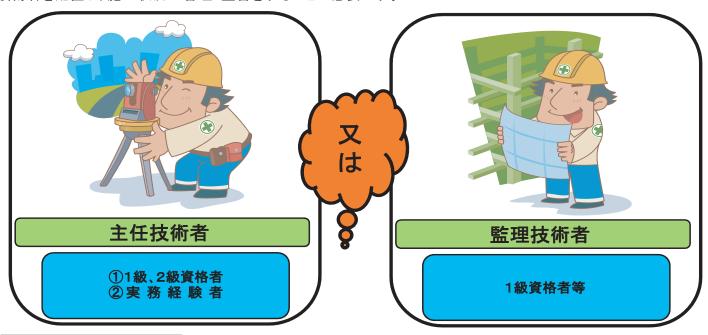
- ① 許可申請書又はその添付書類中に重要な事項について、虚偽の記載がある又は重要な事実の記載が欠けている場合
- ② 建設業者として適正を期待し得ないと考えられる、以下のいずれかの事項に該当するもの (役員等(※1)、支配人又は営業所の長に該当者がある場合を含む)
 - ・成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者
 - ・不正の手段により許可を受けたこと、又は営業停止処分に違反したこと等によりその許可を取り消されて 5年を経過しない者
 - ・許可の取消処分を免れるために廃業の届出を行い、その届出の日から5年を経過しない者
 - ・許可の取消処分を免れるための廃業の届出を行った事業者について、許可の取消処分に係る聴聞の通知の前60日以内に当該法人の役員等又は個人の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者
 - 営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - ・営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5年を経過しない者
 - ・建設業法、又は一定の法令の規定(※2)に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は その刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ・<u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する</u> <u>暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(平成27年4月1日より施行)</u>
 - ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法人である場合においては、その役員)が上記のいずれかに該当する者
 - -暴力団員等がその事業活動を支配する者(平成27年4月1日より施行)
- ※1 平成26年の法改正により、役員の範囲を拡大し、取締役と同等の支配力を有する者として、相談役、 顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等を追加(平成27年4月1日より施行)

※2 一定の法令の規定

- ・「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」の規定(同法第31条の7項の規定 を除く)に違反したものに係る同法第46条、第47条、第49条又は第50条
- ・「刑法(明治40年法律第45号)」第204条、第206条、第208条、第208条ノ3、第222条又は第247条
- ・「暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)」
- ・「建築基準法(昭和25年法律第201号)」第9条第1項又は第10項前段(同法第88条第1項から第3項まで又は第90条第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反したものに係る同法第98条
- ・「宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)」第13条第2項、第3項又は第4項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第23条
- ・「都市計画法(昭和43年法律第100号)」第81条第1項の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の命令に 違反した者に係る同法第91条
- ・「景観法(平成16年法律第110号)」第64条第1項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第100 冬
- ・「労働基準法(昭和22年法律第49号)」第5条の規定に違反した者に係る同法第117条(「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号 以下「労働者派遣法」という)」第44条第1項(「建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)」第44条の規定により適用される場合を含む。)の規定により適用される場合を含む。)又は労働基準法第6条の規定に違反した者に係る同法第118条第1項
- 「職業安定法(昭和22年法律第141号)」第44条の規定に違反した者に係る同法第64条
- 「労働者派遣法」第4条第1項の規定に違反した者に係る同法第59条

工事現場に配置する技術者

建設工事の適正な施工を確保するためには、実際に施工を行っている工事現場に、一定の資格・経験を有する技術者を配置し、施工状況の管理・監督をすることが必要です。



主任技術者

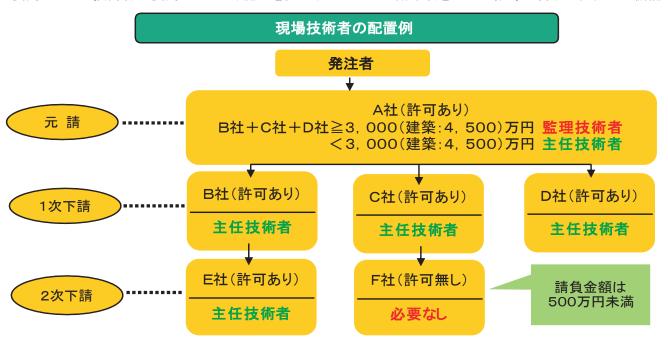
建設業者は、請け負った建設工事を施工する場合には、<u>請負金額の大小、元請・下請に関わらず</u>、必ず工事現場に施工上の管理をつかさどる主任技術者を置かなければなりません。(建設業法第26条第1項)

※500万円未満であっても、施工する建設工事の許可業者であれば主任技術者の配置が必要です。

<役割> 施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事に従事する者の技術上の指導監督

監理技術者

発注者から直接工事を請け負い(元請)、そのうち3,000万円(建築一式工事の場合は4,500万円) 以上を下請契約して施工する場合は、主任技術者にかえて監理技術者を置かなければなりません。(建設業法第26条第2項)



主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を配置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が3,000万円(建築一式工事の場合は4,500万円)以上となったような場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を配置しなければなりません。(監理技術者制度運用マニュアル ニーニ(3))

(当初請負契約)

請負金額 6,000万円 下請金額 2.700万円

主任技術者



(変更請負契約)

請負金額 8,500万円 下請金額 4,800万円

監理技術者

雇用関係は

主任技術者又は監理技術者については、工事を請け負った企業との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされています。したがって以下のような技術者の配置は認められないことになっています。(監理技術者制度運用マニュアル ニー四(1)、(2)、(3))

- ①直接的な雇用関係を有していない場合(在籍出向者や派遣社員など)
- ②恒常的な雇用関係を有していない場合(一つの工事の期間のみの短期雇用など)



特に国、地方公共団体等が発注する建設工事において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日(指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあっては入札の執行日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日)以前に3ヵ月以上の雇用関係にあることが必要です。

恒常的な雇用関係については、監理技術者資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険者 証の交付年月日等により確認できることが必要です。(監理技術者制度運用マニュアル ニー四(3))

■雇用関係を確認するための書類

内 容確認書類	根拠	所有者	作成者	備考
健康保険被保険者証	健康保険法	技術者本人	都道府県又は 健康保険組合	法人もしくは5人以上の個人事業所に使用される者は、被保険者となる
健康保険·厚生年金保険 被保険者標準報酬決定 通知書	健康保険法	建設業者	都道府県又は 健康保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康 保険組合に届け出る義務があり、 それに対し決定額が通知される
住民税特別徴収税額の 通知書・変更通知書	地方税法		市区町村	給与の支払いをする者は、所得税 の源泉徴収義務があり、住民税の 特別徴収義務者として指定される

技術者の資格一覧表

許可	可を受けている 業種	指定建設業(7業種) 土木一式、建築一式、 電気、管、鋼構造物、舗装、造園			その他(左以外の22業種) 大工、左官、とび・土工、石、屋根、 タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、 板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、 機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、 建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体		. 屋根、 しゅんせつ、 装仕上、 信、さく井、
冒	許可の種類	特定建	設業	一般建設業	特定建	設業	一般建設業
	計工事における 請金額合計	3, 000万円* ² 以上	3, 000万円 *²未満	3,000万円 * ² 以上は契約 できない	3, 000万円*² 以上	3, 000万円 *²未満	3,000万円 *2以上は契約 できない
ェ	工事現場に 置くべき技術者	監理技術者	主任抗	主任技術者		主任技術者	
事現場の	技術者の 資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣 特別認定者	二級国家	家資格者 家資格者 圣験者	一級国家資格者 実務経験者	二級国家	家資格者 家資格者 圣験者
技 術	技術者の 現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重な建設工事*3であって、請負金額が2,500万円*4以上となる工事			こ関する重要		
者制度	監理技術者 資格者証 の必要性	必要	必要なし 必要			必要なし	

- *1:解体工事業については、平成28年6月までに適用
- *2:建築一式工事の場合4,500万円
- *3:①国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事、②鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道、電気事業用施設、ガス事業用施設に関する建設工事、③石油パイプライン事業用施設、電気通信事業の用に供する施設、放送の用に供する施設、学校、図書館、美術館、博物館又は展示場、社会福祉事業の用に供する施設、病院又は診療所、火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設、熱供給施設、集会場又は公会堂、市場又は百貨店、事務所、ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿、公衆浴場、興行場又はダンスホール、神社、寺院又は教会、工場、ドック又は倉庫、展望塔のいずれかに該当する建設工事(建設業法施行令第27条)
- *4:建築一式工事の場合5,000万円

専門技術者の配置とは

土木工事業や建築工事業の業者が、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合(元請業者)これらの一式工事の中に他の専門工事も含まれている場合には、それぞれの専門工事について主任技術者の資格を持っている者(専門技術者)を工事現場に置かなければなりません。(建設業法第26条の2 第1項)

このため、土木一式工事又は建築一式工事を受注してその中で併せて専門工事も施工する建設業者は、

- ① 一式工事の主任技術者又は監理技術者が、その専門工事について、主任技術者の資格を持っている場合、その者が専門技術者を兼ねる
- ② 一式工事の主任技術者又は監理技術者とは別に、同じ会社の中で、他にその専門工事について主任技術者の資格を持っている者を専門技術者として配置する
- ③ | その専門工事について建設業の許可を受けている専門工事業者に下請けする

のいずれかを選ばなければなりません。

また、建設業者は、許可を受けた建設業の建設工事に附帯する他の建設工事(いわゆる附帯工事)をすることができますが、その場合も、当該附帯工事に関する専門技術者を置かなければなりません。自ら施工しない場合には、当該附帯工事(軽微な工事は除く)に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該工事を施工させなければなりません。(建設業法第26条の2 第2項)

専任の監理・主任技術者が必要な工事

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、工事一件の請負金額が2,500万円(建築一式工事の場合は5,000万円)以上のものについては、工事の安全かつ適正な施工を確保するために、工事現場ごとに専任の技術者を置かなければなりません。(建設業法第26条第3項)

なお、工事現場ごとに置く専任の技術者(主任技術者)の配置は下請工事であっても必要です。

◆公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用 する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事◆

請負金額2,500万円(建築一式工事は5,000万円)以上の個人住宅を除くほとんどの工事 ※いわゆる民間工事も含まれます。

「工事現場ごとに専任」とは

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいいます。(監理技術者制度運用マニュアル 三)

また、「営業所の専任技術者」との兼任もできません。

- ◆営業所の専任技術者との兼任不可
- ◆他の工事現場との兼任不可



注意

「営業所の専任技術者」は、現場の主任技術者又は監理技術者になることが できないことに注意しよう!!

「営業所の専任技術者」は、請負契約の締結にあたり技術的なサポート(工法の検討、注文者への技術的な説明、見積等)を行うことが職務ですから、所属営業所に常勤していることが原則です。

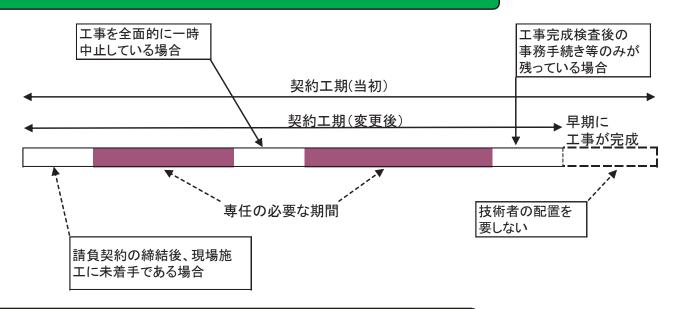
例外的に、①当該営業所で契約締結した建設工事で、②工事現場の職務に従事しながら、実質的に当該営業所の職務を適正に遂行できる程度に近接した工事現場で、③当該営業所と常時連絡をとり得る体制にあり、④当該建設工事が、主任技術者等の工事現場への専任を要する工事《公共性のある工作物に関する重要な工事で請負金額2,500万円(建築一式工事は5,000万円)以上》でない場合には兼務することができます。

専任で設置すべき期間とは

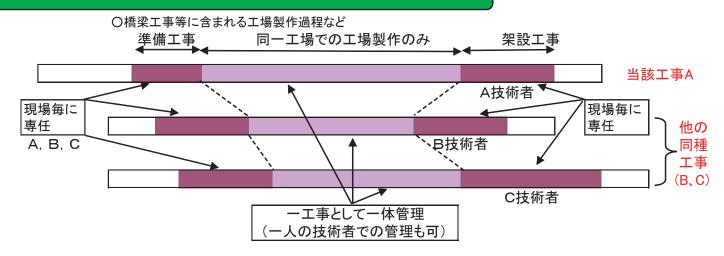
元請工事については、基本的には契約工期が専任で設置すべき期間とされていますが、工事現場が不稼働であることが明確な期間、工場製作のみが稼働している期間は必ずしも専任を要しません。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により、専任を要さない期間が明確となっていることが必要です。

下請工事については、当該下請工事(再下請した工事があるときは、当該工事を含む。)の施工期間に技術者を 専任で配置しなければなりません。(監理技術者制度運用マニュアル 三(2))

「発注者から直接建設工事を請け負った場合」の専任期間



「工場製作のみが稼働している期間」に係わる専任期間



下請工事であっても主任技術者の専任が必要

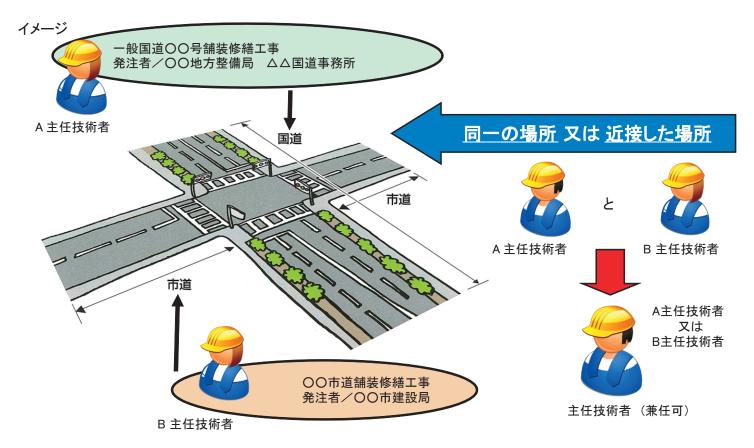


(注意)

工事が3次下請業者まで下請されている場合で、3次下請業者が作業を行っている場合は、1次、2次下請業者は、自らが直接施工する工事がない場合であっても主任技術者は現場に専任していなければならない!

二以上の工事を同一の(主任・監理)技術者が兼任できる場合

公共性のある施設もしくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な工事のうち密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所または近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。(建設業法施行令第27条第2項)



専任の<mark>監理技術者</mark>については統合的な管理を行う性格上、二以上の工事を兼任することは認められていません。ただし、下記の要件を満たせば全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数の工事を同一の工事とみなして、同一の監理技術者が当該複数工事全体を管理することができます(発注者は同一又は別々のいずれでも可)。(監理技術者制度運用マニュアル 三(2))

- ①契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であること
- ②それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの

(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限ります。)

この場合、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、これら複数工事に係る下請金額の合計が3,000万円(建築一式工事の場合は4,500万円)以上となる場合は、工事現場には主任技術者に代えて監理技術者を設置しなければなりません。

また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が2,500万円(建築一式の場合は5,000万円)以上となる場合、監理技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければなりません。

(A工事)

請負金額 2,600万円 下請負金額 1,800万円 専任の主任技術者

(B工事)

請負金額 2,800万円 下請負金額 1,500万円 専任の主任技術者



AとBを

一つの工事としてみなす 請負金額 5,400万円 下請負金額 3,300万円 専任の**監理技術者**

<参考>専任の主任技術者の取扱い

●建設業法施行令第27条第2項の取扱いの明確化

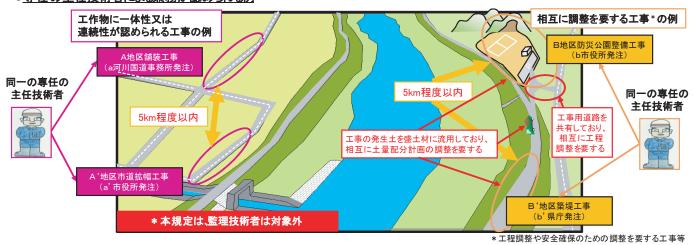
「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて(平成25年2月5日 国土建第351号)」

被災地の復旧・復興工事等において適用している専任の主任技術者の兼務について全国展開

(建設業法施行令 第27条第2項)

前項に規定する建設工事のうち^①密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が^②同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

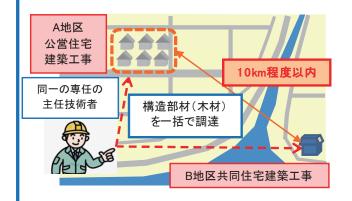
- 当面の取扱(平成24年2月20日付け課長通知より運用拡大)
 - (1)^①工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であって、 ^②工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所において施工されるものについて、同一の専任の主任技術者がこれら の建設工事を管理することができる。
 - (2) 一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。
- ●専任の主任技術者による兼務が認められる例



要件緩和

「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて(改正)(平成26年2月3日 国土建第275号)」 H26.2より全国で適用

要件の緩和 (*東日本大震災の被災地ではH25.9より適用)



近接した場所

工事現場の相互の間隔が10km程度の場合も適用

密接な関係のある工事

「施工にあたり相互に調整を要する工事」の適用範囲 の弾力化【=例示の追加(建築工事でも適用)】

(例)

- ・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの
- ・相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの

適用にあたっては、従来通り、**安全や品質の確保等、各工事の適正な施工**について、<u>発注者が適切</u> に判断することが必要

JV(建設工事共同企業体)工事における技術者の配置

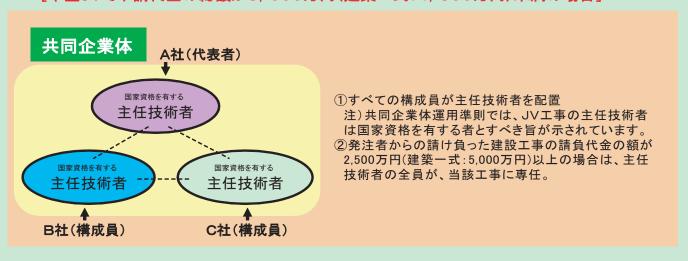
共同企業体の形態

特定建設工事共同企業体	経常建設共同企業体
特定の工事の施工を目的として工事毎に結成される。工事完成後又は工事を受注できなかった場合は解散する。	中小・中堅建設業者が継続的な協議関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化する目的で結成する。
特定JVの対象となる工事は、大規模で技術的難度の高い工事としている。	発注機関の入札参加資格申請時に経常JVとして結成し、 単体企業と同時に一定期間、有資格業者として登録される。

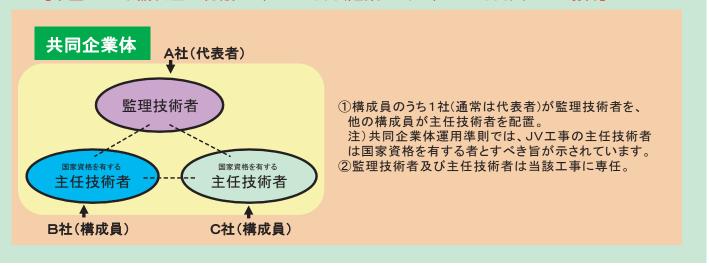
共同企業体の施工方法

	甲型共同企業体(共同施工方式)	乙型共同企業体(分担施工方式)	
	全構成員が各々あらかじめ定めた出資の割合に応じて、資金、人員、機械等を拠出して一体となって工事を施工する元式。	各構成員間で共同企業体の請け負った工事をあらかじめ エ区に分割して、各構成員はそれぞれの分担した工事について責任を持って施工する方式。	
;	共同企業体の施工方法	<u>次頁へ</u>	

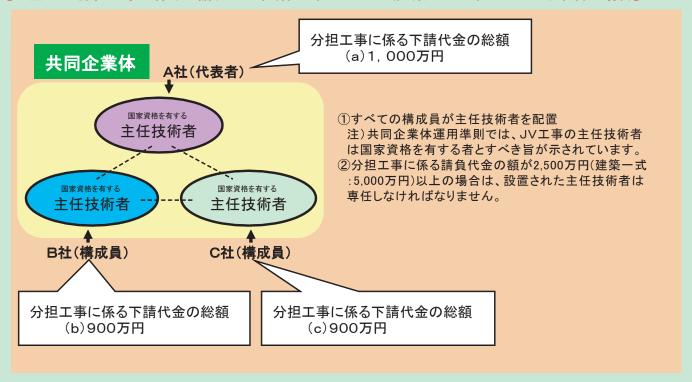
[甲型JVで下請代金の総額が3,000万円(建築一式:4,500万円)未満の場合]



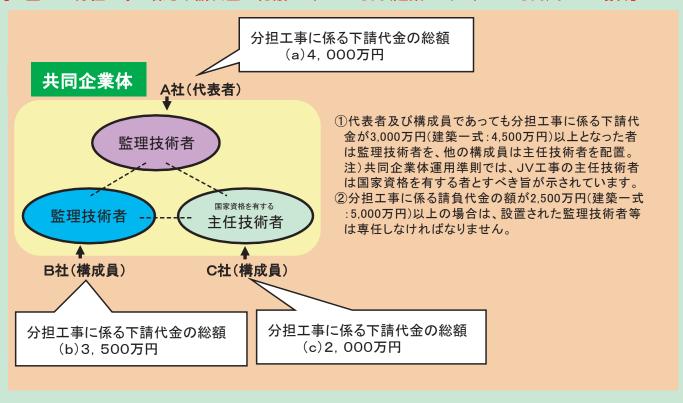
[甲型JVで下請代金の総額が3,000万円(建築一式:4,500万円)以上の場合]



[乙型JVで分担工事に係る下請代金の総額が3,000万円(建築一式:4,500万円)未満の場合]



[乙型JVで分担工事に係る下請代金の総額が3,000万円(建築一式:4,500万円)以上の場合]



共同企業体における代表者の選定方法とその出資比率

特定建設工事共同企業体	経常建設共同企業体
共同企業体運用準則では、代表者は施工能力の大きいも	共同企業体運用準則では、代表者及び出資比率は構成
のがなり、その出資比率は構成員中最大とされています。	員が自主的に決定することになっています。

監理技術者資格者証

元請業者が当該工事現場に専任で配置する監理技術者は、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で「監理技術者資格者証」の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者の中から選任しなければなりません。(建設業法第26条第4項)

資格者証が必要となる工事(下表

建設業の許可区分	技術者の専任制	下請契約金額の総額	技術者の配置	資格者証の必要性
特定建設業	公共性のある工作物に関する重要な工事であるの下の以上が建	3,000万円以上(建築一 式工事の場合は4,500万 円以上)	監理技術者	必 要
付化连放未		3,000万円未満(建築一 式工事の場合は4,500万 円未満)	主任技術者	不要

選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示しなければなりません。(建設業法第26条第5項)

(表面) 日生 本籍 氏名 年 月 住所 年 月 日 交付 年 月 日 初回交付 交付番号 写真 監理技術者資格者証 年 月 \Box まで有効 ED 国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者 所属建設業者 許可番号 有する 建設業の種類 土建大左と石屋電管タ鋼筋舗しゅ板ガ塗防内機絶通園井具水消消

(表面) 術者講 監 理 技 習 了 証 修了証番号 믘 第 本 籍 氏 名 写真 (生年月日 年 月 H) この者は、建設業法第26条第4項の国土交通大臣の登録を 受けた講習の課程を修了した者であることを証します。 修了年月日 月 登録講習実施機関代表者 印 (登録番号 第 号)

備考

(裏面)

注意事項

- 1 建設業法第26条第4項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない。
- 2 建設業法第26条第4項に規定する発注者から本 証の提示を求められることがある。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

現場代理人

現場代理人は、建設業法で設置を義務付けるものではなく、契約に基づき設置されているものですが、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負人の代理人です。公共工事においては、公共工事標準請負契約約款により現場代理人の設置が求められます。

なお、建設業法では、請負人が請負契約の履行に関し工事現場に現場代理人を置く場合には、現場代理人の権限に関する事項及び当該現場代理人の行為についての注文者の請負人に対する意見の申し出の方法を、書面により注文者に通知しなければならないこととしています。(建設業法第19条の2)

「工事現場に常駐」とは

公共工事標準請負契約約款では、現場代理人に常駐を求めています。常駐とは、当該工事のみを担当していることだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味します。

ただし、通信手段が発達した現在においては、工事期間全般について、現場代理人が工事現場に常駐しなくても、円滑な工事の遂行は可能なケースもあることから、発注者は一定の要件のもとに常駐義務を緩和できることとなりました。(平成22年7月26日改正)

一定の要件

発注者は、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。(公共工事標準請負契約約款第10条3)

主任技術者、監理技術者との兼務

現場代理人、主任技術者(監理技術者)及び専門技術者は、これを兼ねても工事の施工上支障はないので、これらの兼任が可能であるとされています。(公共工事標準請負契約約款第10条5)

公共工事標準請負契約約款

建設工事標準請負契約約款とは、建設工事の請負契約を適正なものとするため、建設業法に基づき、中央建設業審議会が公正な立場から作成し、関係者に実施を勧告しているものです。

このうち、公共工事標準請負契約約款は、公共工事はもちろんのこと、電力、ガス、鉄道等の民間工事も対象としています。

平成22年7月26日改正概要

- ◆ 約款中の呼称が「甲」・「乙」から、「発注者」・「受注者」に変更
- ◆ 工期延長に伴う費用増について当事者間の負担の明確化
- ◆ 公正・中立な第三者の活用が促進されるよう規定の充実
- ◆ 現場代理人の常駐義務の緩和(詳細は上記)
- ◆ 受注者が暴力団等である場合の解除権が規定

その他の約款

- ◆「建設工事標準下請契約約款」
 - → 第一次下請段階における標準的な工事請負契約を念頭において作成
- ◆「民間建設工事標準請負契約約款(甲)」
 - → 民間の比較的大きな工事を発注する者と建設業者との請負契約についての標準約款
- ◆「民間建設工事標準請負契約約款(乙)」
 - → 個人住宅建築等の民間小規模工事の請負契約についての標準約款

改正後の標準約款を 是非ご活用下さい。



元請:特定建設業者の責務

特定建設業者が発注者から直接建設工事を請け負い、元請となった場合には、下請業者が建設業法、建築基準法、労働基準法、労働安全衛生法などの法令に違反しないよう指導に努めなければならないとされています。 (建設業法第24条の6 第1項)

なお、下請業者とは、一次下請業者だけでなく、工事に携わる全ての下請業者が対象になります。

趣旨

大規模な建設工事では、多数の下請負人が参加し、また、下請が重層的に行われますが、これらの下請 負人が<u>建設工事の施工に関して必要とされる建設業法や建築基準法、労働基準法等の規定について理解が必ずしも十分ではなく</u>規定を遵守しないために、<mark>現場における事故災害等のほか、労働者に対する賃金不払い等種々の問題が生じる</mark>例が少なくありません。

上記のような問題の発生を防止、解消していくために、

- ①すべての下請負人が法令の規定を知ること
- ②法令に違反する行為に対する早期是正を図るための仕組みを設けること

が必要となり、建設業法では、特定建設業者に対して、下請負人に対する法令遵守指導を的確に行うことを求めています。

指導が必要な法令

<u>発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者</u>は、下請負人などが下記の表に掲げる法令の規定に違反しないよう、指導に努めなければなりません(<u>施工体制台帳を作成しなくてもよい場合を含む</u>)。

【指導すべき法令の規定】

法律名	内容
建設業法	下請負人の保護に関する規定、技術者の配置に関する規定等本法のすべての規定が対象とされているが、特に次の項目に注意すること。 (1)建設業の許可(3条) (2)一括下請負の禁止(22条) (3)下請代金の支払(24条の3・5) (4)検査及び確認(24条の4) (5)主任技術者及び監理技術者の配置等(26条、26条の2)
建築基準法	(1)違反建築の施工停止命令等(9条1項·10項) (2)危害防止の技術基準等(90条)
宅地造成等規制法	(1)設計者の資格等(9条) (2)宅地造成工事の防災措置等(14条2項·3項·4項)
労働基準法	 (1)強制労働等の禁止(5条) (2)中間搾取の排除(6条) (3)賃金の支払方法(24条) (4)労働者の最低年齢(56条) (5)年少者、女性の坑内労働の禁止(63条、64条の2) (6)安全衛生措置命令(96条の2第2項、96条の3第1項)
職業安定法	(1)労働者供給事業の禁止(44条) (2)暴行等による職業紹介の禁止(63条1号、65条8号)
労働安全衛生法	(1)危険・健康障害の防止(98条1項)
労働者派遣法	(1)建設労働者の派遣の禁止(4条1項)
建設労働者雇用改善法	(1)書類の備付け等(8条2項)

是正指導に従わないときは許可行政庁へ通報

下請負人が是正指導に従わない場合には、行政庁(下請負人の許可区分等に応じて決められている(下図)) に、その旨を速やかに通報しなければなりません。(建設業法第24条の6 第3項)

なお、この通報を怠ると、特定建設業者自身が建設業法の監督処分を受ける場合があります。

元請:特定建設業者の責務とは



① 現場での法令遵守指導の実施



② 下請業者の法令違反に対する 是正指導



③ 下請業者が是正しないときの 許可行政庁への通知

【通報することとなる行政庁】

下請負人(建設)区分	業を営む者)の	通報する行政庁		
建設業者(許可業者)	大臣許可	許可をした地方整備局等 又は 建設工事が行われている区域を管轄す る都道府県知事		
	知事許可	許可をした都道府県知事 又は 建設工事が行われている区域を管轄す る都道府県知事		
その他 (許可を受けていない業者)		建設工事が行われている区域を管轄す る都道府県知事		

工事の丸投げ(一括下請負)

工事の丸投げとは、工事を請け負った建設業者が、施工において実質的に関与を行わず、下請負人にその工事の全部又は独立した一部を請け負わせることをいいます。

建設業法では、これを「一括下請負」と呼び、原則として禁止しています。(建設業法第22条)

◆一括下請負とは◆

- ●請け負った建設工事の全部又はその主 たる部分を一括して他の業者に請け負わ せる場合
- ●請け負った建設工事の一部分であって、 他の部分から独立してその機能を発揮する 工作物の工事を一括して他の業者に請け 負わせる場合

このような場合で、請け負わせた側がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められないものが該当します。



一括下請は、公共工事については<u>全面</u>禁止! 民間工事についても原則禁止!

- ●一括下請は、公共工事については、全面禁止されています。 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条)
- ●民間工事は、発注者の書面による事前承諾がある場合を除き、禁止されています。(建設業法第22条第3項) なお、平成18年の法改正により、一定の民間工事(多数の者が利用する一定の重要な施設等の工事)についても一括下請が全面禁止されることとなりました。(平成20年11月28日より施行)

下請としてきちんと仕事をしても処分されるの?

一括下請負は、下請工事の注文者(元請負人)だけでなく 下請負人も<u>監督処分の対象</u>になります。

建設業法が一括下請負を禁止している理由

- ◆ 発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る。
- ◆ 施工責任があいまいになることで、手抜工事や労働条件の悪化につながる。
- ◆ 中間搾取を目的に施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招く。

「実質的に関与」とは、元請人が自ら総合的に企画、調整及び指導(施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事使用材料等の品質管理、下請負人間の施工調整、下請負人に対する技術指導、監督等)の全ての面において主体的な役割を果たしていることをいいます。

また、下請負人が再下請負する場合についても、下請負人自らが再下請負した専門工種部分に関し、総合的に企画、調整、指導を行うことをいいます。

(「一括下請負の禁止について」 平成4年12月17日 建設省通知)

【下請工事への実質的な関与が認められるためには】

●自社の技術者が下請工事の

①施工計画の作成

②工程管理

③出来形•品質管理

4完成検査

⑤安全管理

⑥下請業者への指導監督

等について、主体的な役割を現場で果たしていることが必要

●発注者から工事を直接請け負った者については、加えて

⑦発注者との協議

⑧住民への説明

⑨官公庁等への届出等

⑩近隣工事との調整

等について、主体的な役割を果たすことが必要

「親会社と子会社間」での下請負についても適用があります

親会社から子会社への下請工事であっても、別会社である以上、実質的関与がないと判断される場合には、一括下請負に該当します。

「一括下請負」には、重いペナルティが待っています

一括下請負は、発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切る行為であることから、国土交通省としては、原則として営業停止処分により厳正に対処するとともに、一括下請負と判断された工事についてはその工事を実質的に施工していると認められないため、経営事項審査における完成工事高から当該工事に係る金額を除外することとしています。

施工体制台帳

建設業者は、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が3,000万円 (建築一式工事:4,500万円)以上になる場合は、施工体制台帳を作成することが義務づけられています。(建設業法第24条の7)

施工体制台帳は、下請、孫請など工事施工を請け負う全ての業者名、各業者の施工範囲、各業者の技術者氏名等を記載した台帳を言います。

施工体制台帳等を作成しなければならない工事



下請契約は「建設工事の請負契約」です。 (建設工事に該当しないと考えられる資材納入、調査業務、運搬業務、警備業務などの契約金額は含みません。)



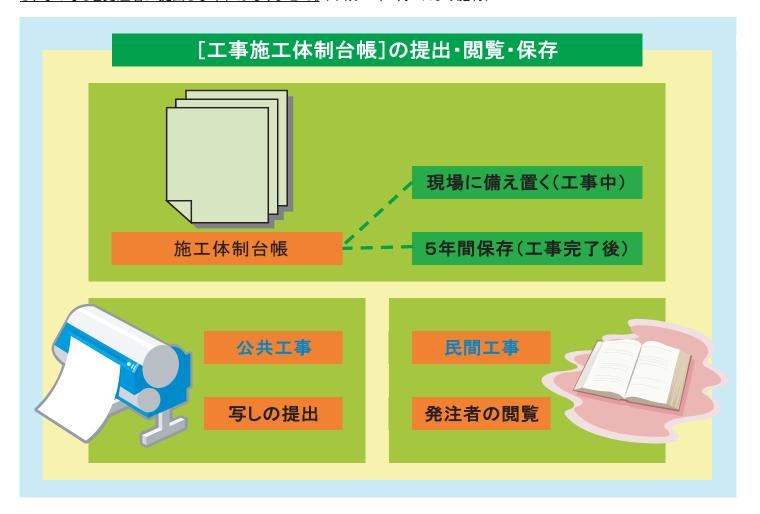
施工体制台帳の作成の目的

施工体制台帳の作成を通じて元請業者に現場の施工体制を把握させることで、以下の事象を防止する。

- ①品質・工程・安全などの施工上のトラブルの発生
- ②不良不適格業者の参入、建設業法違反(一括下請負等)
- ③安易な重層下請 → 生産効率低下

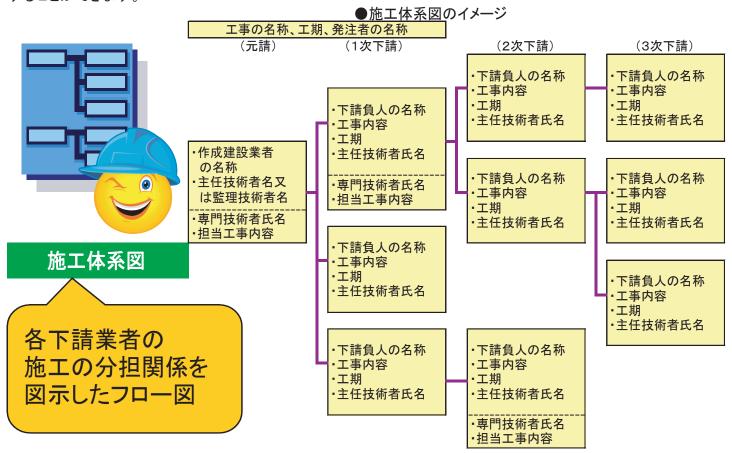
施工体制台帳は、公共工事と民間工事を問わず作成しなければなりません。 の目的物を発注者に引き渡すまでの期間、工事現場ごとに備え置く必要があります。(建設業法施行規則第14条 の7)

なお、平成26年の入札契約適正化法の改正により、公共工事については下請金額による下限を撤廃し、公共工事を受注した建設業者が下請契約をするときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければなりません。(平成27年4月1日より施行)



施工体系図

施工体系図は、作成された施工体制台帳に基づいて、各下請負人の施工分担関係が一目で分かるようにした図のことです。施工体系図を見ることによって、工事に携わる関係者全員が工事における施工分担関係を把握することができます。



- 注1)下請負人に関する表示は、現に施工中(契約書上の工期中)の者に限り行えば足りる。 (建設業法施行規則第14条の6第2号)
- 注2)主任技術者の氏名は、当該下請負人が建設業者であるときに限り行う。
- 注3)「専門技術者」とは、監理技術者又は主任技術者に加えて置く第26条の2の規定による 技術者をいう。

施工体系図は工事の期間中、公共工事については工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に、民間工事については工事関係者が見やすい場所に、掲示しなければなりません(建設業法第24条の7第4項、建設業法施行規則第14条の7)。 したがって、工事の進行によって表示すべき下請業者に変更があった場合は、すみやかに施工体系図の表示の変更をしなければなりません。



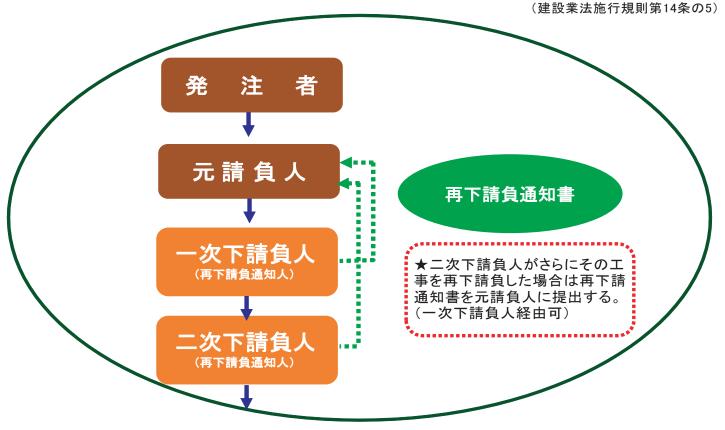
再下請負通知書

施工体制台帳の作成が義務づけられたことに伴い、下請負人がさらにその工事を再下請負した場合、元請である作成建設業者に対し、再下請負通知書を提出しなければなりません。(建設業法第24条の7第2項)

再下請負通知書の内容 (建設業法施行規則第14条の4)

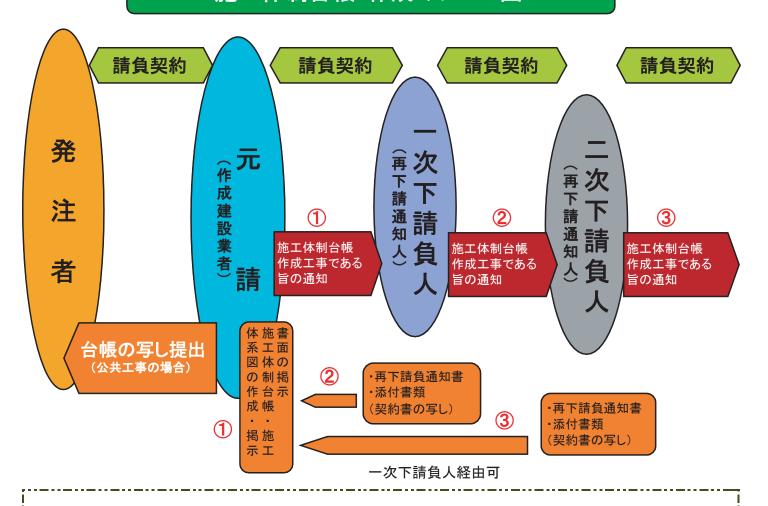
- ①自社に関する事項
- ②自社が注文者と締結した建設工事の請負契約に関する事項
- ③自社が下請契約を締結した再下請負人に関する事項(注)
- ④自社が再下請負人と締結した建設工事の請負契約に関する事項(注)

(注)添付書類(請負契約書の写し)に記載されている事項は、再下請通知書への記載が省略できます。



施工体制台帳の作成手順

施工体制台帳・作成のフロ一図



①一次下請締結後

元請業者である建設業者が、作成建設業者に該当することとなったときは、遅滞なく、一次下請負人に対し施工体制台帳作成工事である旨の通知を行うとともに、工事現場の見やすい場所にその旨が記載された書面を掲示し、施工体制台帳及び施工体系図を整備します。

2二次下請締結後

一次下請負人は、作成建設業者に対し、再下請負通知書(添付資料である請負契約書の写しを含む)を提出するとともに、二次下請負人に施工体制台帳作成工事である旨の通知を行います。 作成建設業者は一次下請負人から提出された再下請負通知書により、又は自ら把握した情報に基づき、施工体制台帳及び施工体系図を整備します。

③三次下請締結後

二次下請負人は、作成建設業者に対し、再下請負通知書(添付資料である請負契約書の写しを含む)を提出する(一次下請負人を経由して提出することもできる)とともに、三次下請負人に対し施工体制台帳作成工事である旨の通知を行います。

作成建設業者は二次下請負人から提出された再下請負通知書若しくは自ら把握した情報に基づき記載する方法又は再下請負通知書を添付する方法のいずれかにより施工体制台帳及び施工体系図を整備します。

「施工体制台帳・施工体系図」作成に係る関係者への周知義務

まずは、施工体制台帳作成工事であることを工事関係者に周知しよう!!

(「施工体制台帳の作成等について」(H7.6.20 建設省通知))



掲示

元請業者の義務

●現場内の見やすい場所に再下請負通 知書の提出案内を掲示



書面通知

すべての業者の義務

- ●下請に工事を発注する際、以下を書面で通知
 - ・元請業者の名称
 - ・再下請負通知が必要な旨

現場への掲示文例

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション/△△営業所まで、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書を提出して下さい。

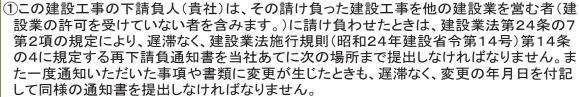
一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類を提出して下さい。

〇〇建設(株)

下請業者への書面通知例

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和24年法律第100号)第24条の7第1項により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。



②貴社が工事を請け負わせた建設業を営む者に対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者の商号 〇〇建設(株) 再下請負通知書の提出場所 工事現場内建設ステーション/△△営業所



施工体制台帳の記載内容と添付書類

施工体制台帳には、作成建設業者の許可に関する事項、請け負った建設工事に関する事項、下請負人に関する事項などを記載しなければなりません。(建設業法施行規則第14条の2)

施工体制台帳の記載内容と添付書類



施工体制台帳の添付書類

①発注者との請負契約書

作成建設業者が請け負った建設工事の契約書の写し

②下請契約書

1次下請との契約書の写し及び2次下請以下の下請負人が締結した全ての請負契約書の写し

③元請主任技術者・監理技術者(専門技術者)関係

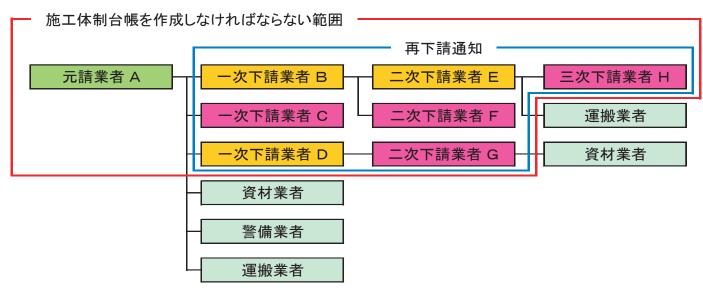
- ◎主任技術者又は監理技術者が資格を有することを証する書面(監理技術者を専任の要する工事に配置する場合には監理技術者資格者証の写し)
- ◎主任技術者又は監理技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明 するものの写し(健康保険証等の写し)
- ◎専門技術者(置いた場合に限る)の資格及び雇用関係を証する書面

施工体制台帳記載の下請負人の範囲

施工体制台帳等に記載すべき下請負人の範囲は、「建設工事の請負」契約における全ての下請負人(無許可業者を含む。)を指しますので、一次下請だけでなく二次下請、三次下請等も記載の対象になります。

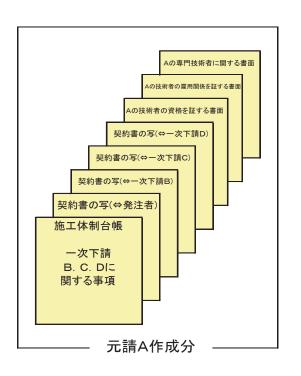
建設工事の請負契約に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などにかかる下請負人等については、建設業法上は記載の必要はありませんが、仕様書等により発注者が記載を求めているときには記載が必要となる場合もあります。(例えば、国土交通省発注工事では、警備会社との契約について共通仕様書により記載を求めています。)

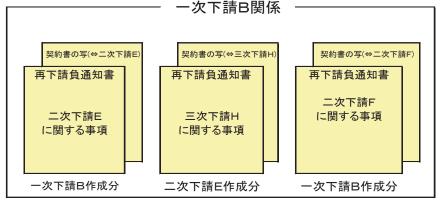
1 施工体制台帳の作成範囲



2 施工体制台帳の構成

- -①元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類
- ②再下請負通知の記載事項と添付書類
- ◆①と②を併せた全体で施工体制台帳となる







- ※一次下請業者 C 二次下請業者 F
 - 二次下請業者 G
- 三次下請業者 H については 再下請していないため、作成分なし

施工体制台帳記載例

平成27年4月1日以降に契約した建設工事から

作成建設業者の商号名称

施工体制台帳を作成 又は変更した日付

平成27年 4月 9日

施工体制台帳

この工事を担当する事業所名

作成建設業者が受けている許可を 全て記入(業種は略称でも可)

作成建設業者が発注者と締結し た契約書に記載された工事名称 とその工事の具体的内容

作成建設業者が発注者と締結した 契約書に記載された工期

発注者と契約を締結した作成建設 業者の営業所

一次下請と契約を締結した作成建 設業者の営業所

元請契約に係る営業所の名称及び 下請契約に係る営業所の名称をそ れぞれ記入

事業所整理記号及び事業所番号 (健康保険組合にあっては組合 名)を記入

一括適用の承認に係る営業所の 場合は、本店の整理記号及び事 業所番号を記入

発注者が置いた監督員の氏名(*)

一次下請を監督するために作成建 設業者が監督員を置いた場合その 氏名(*)

作成建設業者が現場代理人を置いた場合その氏名(*)

作成建設業者が置いた主任技術者 又は監理技術者について専任か非 専任の該当する方に○印

作成建設業者が置いた主任技術者 又は監理技術者の氏名

専門技術者が担当する工事の具体的内容(*)

[会 社 名] 谷小建設株式会社 **作成建設業者が発**

[事業所名] 〇〇ビル作業所

作成建設業者が発注者 と締結した契約書に記 載された契約日 下請負人の受けている許可のうち、請負った建設 工事の施工に必要な業種 に係る許可

	許可業種		許可	番号	許可(更新)年月日
建設業の 許 可	土、建、電、管、 鋼、ほ、しゅ	工事業	知事 一般	第99999号	平成25年 1 月10日
	電気通信	工事業	大臣 特定知事 一般	第99999号	平成25年 1 月10日
	•				-

\		,
	工事名称 及 び 工事内容	〇〇ビル新築工事 / 建築一式(地上6階、地下1階 延床面積 9,600㎡)
	発注者名 及 び 住 所	△△商事株式会社 〒000-0000 ○○県○○市○○町1-1
	工期	自 平成27年 4月 6日 至 平成28年 3月 31日 契約日 平成27年 4月 5日

	区分	名称	住所
契約	元請契約	本 社	××県××市××町123-4
営業所	下請契約	☆ ☆ 支 店	○○県☆☆市☆☆111

健康保険等の加入状況		健康保険		厚生年金保険			雇用保険		
		便 夕	未加入	Ø		未加入	何	入 未加入	
		適用除外		適用除外		適用除外			
	事業所整理 記号等	区分	営業所の名	称	健康保険	厚生年金	保険	雇用保険	
		元請契約	本社		XXXX	XXXXXX	XX	XXXX-XXXXXX-X	
		下請契約	〇〇支店		YYYY	YYYYYY	ΥΥ	YYYY-YYYYYY-Y ?	

	担 当 工事内容	▶冷暖房設備工	事、給排水施設工事	担 当 工事内容	た字いた担合スの氏々(少)	
資格内容	実務経験(10年・管)		資格内容	作成建設業者が専門技術者		
専技	門 術者名	原山	太郎	専 門 技術者名		
	技術者名 又は 埋技術者名	非専任	谷小 二郎	資格内容	一級建築施工管理技士	•
現代	場 理人名	谷小	二郎	権 限 及 び 意見申出方法	契約書記載のとおり	
監	督員名	谷小	二郎	権 限 及 び 意見申出方法	契約書記載のとおり	
						Г
発監	注者の 督員名	注文	太郎	権 限 及 び 意見申出方法	契約書記載のとおり	

外国人建設就労者の 従事の状況(有無)

有 無 無 従事

外国人技能実習生の 従事の状況(有無)

有 無

- 1. 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の二の表の技能実習の在類資格を決定された者(以下「外国人技能実習生」という。)が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
- 2. 同法別表第一の五の表の上欄の在類資格を決定された者であって、国土交通大臣が定める もの(以下「外国人建設就労者」という。)が、建設工事に従事する場合は「有」、従事す る予定がない場合は「無」を○で囲む。

施工体制台帳の添付書類

- 1. 作成建設業者が請負った建設工事の契約書の写し
- 2. 下請負人が請負った建設工事の契約書の写し
- 3. 主任技術者又は監理技術者の資格を証する書面(監理技術者を専任の要する工事に配置する場合には 監理技術者資格者証の写し)
- 4. 主任技術者又は監理技術者の雇用を証する書面(健康保険等の写し)
- 5. 専門技術者(置いた場合に限る)の資格及び雇用を証する書面

適用されます。

会社名

工事名称

工事内容

所

期

仹

及

下請負人の商号名称

○○県☆☆市△△町12-34

4月

1月31

福川工業株式会社

〒000-0000

平成27年

平成28年

下請負人が請負った建設工事の 契約書に記載された工期

《下請負人に関する事項》

至

下請負人が請負った建 設工事の契約書に記載 された工事名及びその 工事の具体的内容

代表者名

契約日

下請負人が請負った 建設工事の契約書に 記載された契約日

福川 吾一

平成27年 4 月 7 日

福川

福川

尾島

右

四郎

四郎

五郎

無

事業所整理記号及び事業 所番号(健康保険組合に あっては組合名)を記入 一括適用の承認に係る営 業所の場合は、本店の整 理記号及び事業所番号を 記入

事業所整理記号及び事業

-括適用の承認に係る営 記入

労働保険番号を記入 継続事業の一括の認可に 係る営業所の場合は、本

下請負人が置いた安全衛生

下請負人が置いた安全衛

下請負人が専門技術者を

専門技術者が担当する工事 の具体的内容(*)

所番号を記入

業所の場合は、本店の整 理記号及び事業所番号を

店の労働保険番号を記入

請負契約に係る営業所の 名称を記入

責任者名(*)

生推進者名(*)

下請負人が置いた雇用管 理責任者名(*)

置いた場合その氏名(*)

(主任・専門)技術者の資格を具体的に記入

例)第一種電気工事士 実務経験(指定学科3年・電気通信)

実務経験(10年・機械器具設置)

施工に必要な許可業種 許可番号 許可(更新)年月日 大臣 特定 建設業の 雷気 工事業 第123456号 平成26年 2 月28日 知事 大臣 特定 工事業 第 문 在 日 日 知事 般

〇〇ビル新築工事 / 構内電気設備工事、照明設備工事

8 日

Н

健康保険 厚生年金保険 雇用保険 保険加入の 伽 未加入 未加入 伽 伽 未加入 健康保険等 有無 適用除外 適用除外 適用除外 の加入状況 厚生年金保険 事業所整理 営業所の名称 健康保険 雇用保険 記号等 〇〇営業所 **ZZZZZZZ** ZZZZ-ZZZZZZZ-Z

現場代理人名 福川 四郎 権限及び 契約書記載のとおり 意見申出方法 傳伊 主任技術者 金山 次郎 非専任 第二種電気工事士 資格 内容

下請負人が現場代理人を置い た場合その氏名(*)

外国人建設就労者の 従事の状況(有無)

右 無 外国人技能実習生の

安全衛生責任者名

安全衛生推進者名

雇用管理責任者名

専門技術者名

資格内容

担当工事内容

下請負人が置いた主任技術

者の氏名及び専任か非専任

の該当する方に〇印(*)

従事の状況(有無)

各保険の適用を受ける営業所について届出を 行っている場合には「加入」、行っていない場 合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち -部について行っていない場合を含む)は「未 加入」、従業員規模等により各保険の適用が除 外されている場合は「適用除外」を○で囲む

事業所整理記号及び事業所番号を記入 一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店 の整理記号及び事業所番号を記入

労働保険番号を記入

継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、 本店の労働保険番号を記入

主任技術者又は監理技術者の資格を具体的に 記入

例) 一級土木施工管理技士 指導監督的実務経験(電気通信) 国土交通大臣特別認定(建築)

専門技術者の資格を具体的に記入(*) 例)第一種電気工事士

実務経験(指定学科3年・電気通信) 実務経験(10年・機械器具設置)

注意

- 1. 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらな くても構いません。
- 部分は建設業法で定められた記載事項です。
- 説明書きの後に(*)印がある部分は置かない場合もあるので、そ のときは記載不要です。
- 「権限及び意見の申出方法」欄は、建設業法では相手方に対して 通知することになっていますので、その通知書や契約書に定められている場合は、その旨を記載した上書面を添付してください。 これによらない場合は具体的に記載してください。

再下請負通知書記載例

平成27年4月1日以降に契約した建設工事

| 浪本鉄筋工業(有)(再下請負通知人)が山倉土木(株)| | (再下請負人)との下連契約の中央を報告するに入 (再下請負人)との下請契約の内容を報告する場合

直近上位

注文者名

元請名称

工事名称

工事内容

期

エ

再下請負通知書を作 成又は変更した日付

平成27年 4月 18日

再下請負通知人が請負った建 設工事の注文者の商号名称

下請負 通知 書

再下請負人が請負っ た建設工事の契約書 に記載された工期

再下請負通知人の商号名称

再下請負通知人が請負った 建設工事の作成建設業者の 商号名称

再下請負通知人が請負った 建設工事の契約書に記載さ れた工事名称とその工事の 具体的内容

再下請負通知人が請負った 建設工事の契約書に記載さ れた工期

再下請負通知人が受けてい る許可のうち、請負った建 設工事の施工に必要な業種 に係る許可

請負契約に係る営業所の名称 を記入

事業所整理記号及び事業所 番号(健康保険組合にあっ ては組合名)を記入 一括適用の承認に係る営業 所の場合は、本店の整理記 号及び事業所番号を記入

再下請負人を監督するため 下に再請負通知人が監督員 を置いた場合その氏名(*)

再下請負通知人が現場代理人 を置いた場合その氏名(*)

再下請負通知人が置いた主 任技術者の氏名及び専任か 非専任の該当する方に○印 (*)

主任技術者の資格を具体的に 記入

橋末産業(株)

谷小建設(株)

〇〇ビル新築工事 / 鉄筋工

平成28年 3月20日

平成27年

《自社に関する事項》

【報告下請負業者】

4月10日

〒000-0000

××県××郡××村123 住

会 社 名

浪本鉄筋工業(有)

代表者名

浪本 太郎

再下請負人の受 けている許可の うち、請負った 建設工事の施工 に必要な業種に 係る許可

再下請負通知人が請け負っ た建設工事の契約書に記載 された契約日

平成27年 4 月 9 日

•										·
	施工に必要	な許可業種	許	F可	番号	-	許	可(更新)年月	日
建設業の 許 可	鉄筋	工事業	大臣	特定一般	第654	1321号	平成2	5年1	O月:	5 日
		工事業	大臣 知事	特定 一般	第	号		年	月	田

注文者と

の契約日

	保険加入の	健康保	険	厚	生年金保険		雇用保険
健康保険等 の加入状況	有無	加 適用除	未加入 外		》 未加入 適用除外	圆	
0771177777	事業所整理	営業所の名称	健康	保険	厚生年金保険	į.	雇用保険
	記号等	■○○営業所	 ZZZ 	<u>'</u> Z	77777777		7777-777777-7 •

	監	督 員 名	
	1	権 限 及 び 意見申出方法	
	現:	場代理人名	松田 一郎
1		権 限 及 び 意見申出方法	基本契約約款記載のとおり
	主	任技術者名	東 伊 松田 一郎 非専任
		資格 内容	二級土木施工管理技士(土木)

安全衛生推進者名 松田 一郎 雇用管理責任者名 浪本。 四郎 専門技術者名再下請負通知人が置い た雇用管理責任者名(*) 資格内容 専門技術者が担当する

松田

一郎

扫当丁事内容

外国人技能実習生の

従事の状況(有無)

安全衛牛青仟者名

工事の具体的内容(*)

無

外国人技能実習生が当該建設工事に従事する場合は「有」、従

外国人建設就労者の

従事の状況(有無)

事する予定がない場合は「無」を○で囲む。 2. 外国人建設就労者が、建設工事に従事する場合は「有」、従事 する予定がない場合は「無」を○で囲む。

専門技術者の資格を具体的に記入(*) 例)第一種電気工事士

実務経験(指定学科3年・電気通信) 実務経験(10年・機械器具設置)

有

再下請負通知書の添付書類

再下請負通知人と再下請負人が締結した契約書の写し

有

無

から適用されます。

《再下請負関係》

所

び

期

ᆱ

至

保険加入の

有無

事業所整理

記号等

会 社 名

工事名称

建設業の

健康保険等

の加入状況

許

住

及 工事内容

再下請負人の商号名称

山倉土木株式会社

平成27年 4 月 17日

平成28年 1 月 10日

工事業

工事業

健康保険

入 オ 適用除外

営業所の名称

〇〇営業所

××県××郡△△町987

〒000-0000

施工に必要な許可業種

とび・土工

再下請負人が請負った建設工事 の契約書に記載された工事名及 びその工事の具体的内容

代表者名

契約日

許可番号

第

第987654号

厚生年金保険

適用除外

문

未加入

厚生年金保険

ZZZZZZZ

安全衛生責任者名

安全衛生推進者名

雇用管理責任者名

専門技術者名

〇〇ビル新築工事 / 鉄筋設置時の重量物揚重運搬配置工事

特定

一般

特定

伽

健康保険

ZZZZ

再下請負業者及び再下請負契約関係

任即

知事

大臣

知事

未加入

再下請負人が請負っ た建設工事の契約書 に記載された契約日

山倉 華子

平成27年 4 月 16 日

許可(更新)年月日

平成26年11月11日

月

雇用保険

適用除外

山倉 三郎

山倉

山倉

雇用保険

ZZZZ-ZZZZZZ-Z•

三郎

華子

Н

未加入

在

事業所整理記号及び事業所 番号(健康保険組合にあっ ては組合名)を記入

一括適用の承認に係る営業 所の場合は、本店の整理記 号及び事業所番号を記入

事業所整理記号及び事業所 番号を記入

号及び事業所番号を記入

労働保険番号を記入

(*)

再下請負人が置いた雇用管 理責任者名

再下請負人が専門技術者を 置いた場合その氏名(*)

(主任・専門(*))技術者の資格を具体的に記入 例) 第一種電気工事士

実務経験(指定学科3年・電気通信) 実務経験(10年・機械器具設置)

有 無 専門技術者が担当する工事 の具体的内容(*)

1. 外国人技能実習生が当該建設工事に従事する場合は「有」、従 事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

2. 外国人建設就労者が、建設工事に従事する場合は「有」、従事 する予定がない場合は「無」を○で囲む。

一括適用の承認に係る営業 所の場合は、本店の整理記

継続事業の一括の認可に係 る営業所の場合は、本店の 労働保険番号を記入

請負契約に係る営業所の名 称を記入

再下請負人が置いた安全衛 生(責任・推進)推進者名

現場代理人名 山倉 三郎 権限及び 基本契約約款のとおり 意見申出方法 車仟 主任技術者名 山倉 三郎 (非専任) 実務経験(指定学科5年・とび土工) 資格内容

> 再下請負人が現場代理人 を置いた場合その氏名

資格内容 担当工事内容

(*)

外国人技能実習生の

外国人建設就労者の 従事の状況(有無)

再下請負人が置いた主任技

術者の氏名及び専任か非専

任の該当する方に○印(*)

従事の状況(有無)

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場 合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所 が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含

有

む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除 外されている場合は「適用除外」を○で囲む

事業所整理記号及び事業所番号を記入

-括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整 理記号及び事業所番号を記入

労働保険番号を記入

継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本 店の労働保険番号を記入

再下請負通知人が置いた安全衛生(責任・ 推進)者名(*)

再下請負通知人が専門技術者を置いた 場合その氏名(*)

注意

- 1. 建設業法では様式は定められていませんので、この様式によらな くても構いません。
- 部分は建設業法で定められた記載事項です。
- 説明書きの後に(*)印がある部分は置かない場合もあるので、そ のときは記載不要です。
- 4. 「権限及び意見の申出方法」欄は、建設業法では相手方に対して 通知することになっていますので、その通知書や契約書に定めら れている場合は、その旨を記載した上書面を添付してください。 これによらない場合は具体的に記載してください。

施工体系図記載例

工事作業所災害防止

作成建設業者の商号 名称

一次下請を監督する ために作成建設業者 が監督員を置いた場 合その氏名(*)

作成建設業者が置い た主任技術者又は監 理技術者の氏名

作成建設業者が専門 技術者を置いた場合 その氏名(*)

作成建設業者が置い た専門技術者が担当 する工事の具体的内 容(*)

作成建設業者が統括 安全衛生責任者を置 いた場合その氏名 (*)

△△商事株式会社 発注者名 〇〇ビル新築工事 工事名称

元請名 谷小建設(株) ▶監督員名 谷小 二郎 谷小 二郎 監理技術者名 専門技術者名 原山 太郎 冷暖房設備工事 担当工事内容 給排水設備工事 専門技術者名 担当工事内容

統括安全衛生責任者 会長 ●谷小 二郎

副会長 永竹 太郎

作成建設業者が

元方安全衛生管

理者を置いた場

合その氏名(*)

元方安全衛生管理者

古川 五郎

下請負人が請

負った建設工事

の具体的内容

工期

27年4月6日 28年 3 月31日

構内電		会社名	福川工業(株)
気設備	安	全衛生責任者	福川 四郎
照		主任技術者	金山 次郎
明 設 備		専門技術者	
工事		担当工事内容	
工	钥	27年4月8	日~28年 1 月31日

仮設ン		会社名	橋末産業(株)
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	安	全衛生責任者	武田 四郎
<u>ル</u> エ・型足		主任技術者	橋末 次郎
空 枠 場 工等		専門技術者	
工事		担当工事内容	
エ‡	胡	27年4月8	日~28年 3 月22日

下請負人の商号名称

下請負人が安全衛生責 任者を置いた場合その 氏名(*)

下請負人が置いた主任 技術者の氏名

下請負人が専門技術者 を置いた場合その氏名 **(***)

下請負人が請負った建 設工事の契約書に記載 された工期

下請負人が置いた専門 技術者が担当する工事 の具体的内容(*)

	•	会社名				
		安全衛生責任者				
		🖍 主任技術者				
		• 専門技術者				
	事	担当工事内容				
/	Ti	H / 年 日	₽~	在	В	F

- 1								
			会社	名				
		安	全衛生	責任者				
			主任技	術者				
			専門技行	術者				
	工事		担当工	事内容				
	Ιļ	胡	年	月	日~	年	月	日

注意

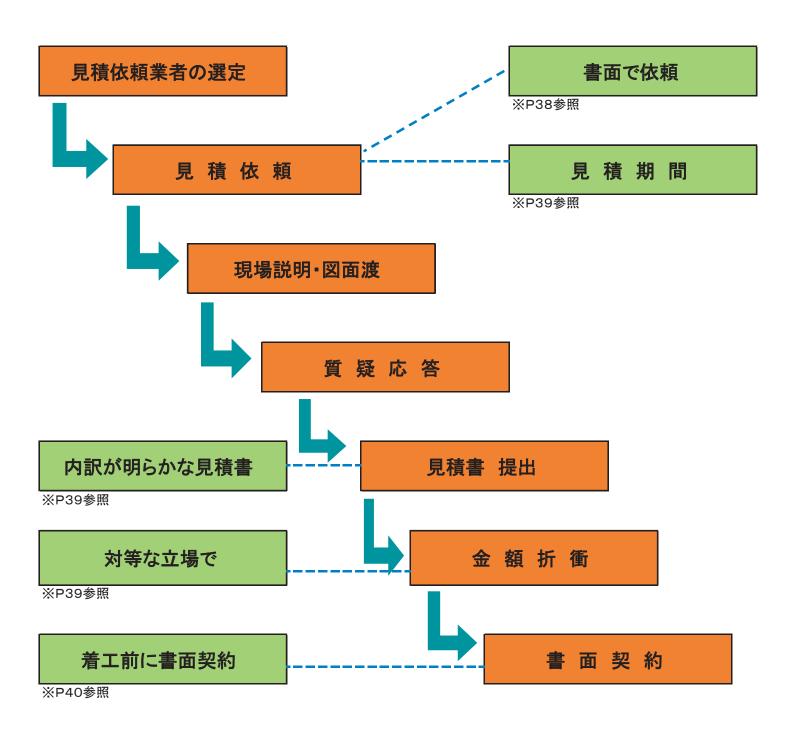
- 1. 建設業法では様式は定められていませんの で、この様式によらなくても構いません。
- 部分は建設業法で定められた記載事項
- 3. 説明書きの後に(*)印がある部分は置かない 場合もあるので、そのときは記載不要です。
- 4. 下請負人が建設業の許可を受けていない場合 は下請負人に関する「主任技術者」「専門技 術者」に係る部分は記載不要です。

協議会兼施工体系図

作成建設業者が発注者 と締結した契約書に記 載された工期

	会社名	山賀電気(有)			会社名				会社名					
照明	安全衛生責任者	山賀 太郎			安全衛生責任者				安全衛生責任	任者				
設備	主任技術者	山賀 太郎			主任技術者				主任技術	者				
	専門技術者				専門技術者				専門技術	者				
工事	担当工事内容			工事	担当工事内容			事	担当工事	内容				
工其	期 27年 4 月12	1日~28年2月1	日	Τļ	毎 月	日~ 年	月日	工其	年	月	日~	年	月	日
	会社名	浪本鉄筋工業(有	()	鉄の筋	会社名	山倉土	木(株)		会社名					
鉄筋	安全衛生責任者	松田 一郎			安全衛生責任者	山倉	三郎		安全衛生責何	任者				
五	主任技術者	松田 一郎		運時 搬の 配重	主任技術者	山倉	三郎		主任技術	者				
	専門技術者			置量物	専門技術者				専門技術	者				
工事	担当工事内容			事	担当工事内容			工事	担当工事	内容				
工	期 27年 4 月10	日~28年 3 月20	日	工	胡 27年 4 月17	7日~28年	1月10日	工其	9 年 月	月	日~	年	月	日
	수 차 タ	大村丁忞店(柣)		全 社名									
刑	会社名	木村工務店(株)		会社名				会社名	た 孝				
枠	安全衛生責任者	木村 賢悟)		安全衛生責任者				安全衛生責何					
型枠工	·)		-									
枠	安全衛生責任者	木村 賢悟			安全衛生責任者				安全衛生責何	者				
枠	安全衛生責任者	木村 賢悟		工事	安全衛生責任者主任技術者			工事	安全衛生責任	者者				
松工 工	安全衛生責任者主任技術者専門技術者担当工事内容	木村 賢悟		工事工	安全衛生責任者 主任技術者 専門技術者 担当工事内容		月日	工事工	安全衛生責任 主任技術: 専門技術: 担当工事	者 者 内容	日~	年	月	日
枠 工 工事	安全衛生責任者主任技術者専門技術者担当工事内容	木村 賢悟		事	安全衛生責任者 主任技術者 専門技術者 担当工事内容		月日	事	安全衛生責任 主任技術: 専門技術: 担当工事	者内容月	日~	年	月	B
枠 工 工事	安全衛生責任者主任技術者專門技術者担当工事内容	木村 賢悟		事	安全衛生責任者 主任技術者 専門技術者 担当工事内容 明 年 月	日~ 年	月日	事	安全衛生責任技術: 専門技術: 担当工事	者内容月	日~	年	月	日
枠 工 工事	安全衛生責任者主任技術者專門技術者担当工事内容即27年4月10会社名	木村 賢悟		事	安全衛生責任者 主任技術者 専門技術者 担当工事内容 年 月 会社名	日~ 年	月日	事	安全衛生責任技術: 専門技術: 担当工事 年 会社名	者者内容月任者	日~	年	月	B
枠 工 工事	安全衛生責任者主任技術者專門技術者担当工事内容如 27年4月10 会社名安全衛生責任者	木村 賢悟		事	安全衛生責任者 主任技術者 専門技術者 担当工事内容 明 年 月 会社名 安全衛生責任者	日~ 年	月日	事	安全衛生責任技術: 専門技術: 担当工事	者者内月任者	日~	年	月	B
枠 工 工事	安全衛生責任者 主任技術者 専門技術者 担当工事内容 期 27年4月10 会社名 安全衛生責任者 主任技術者	木村 賢悟 木村 賢悟 0日~27年7月10		事	安全衛生責任者 主任技術者 専門技術者 担当工事内容 明 年 月 会社名 安全衛生責任者	日~ 年	月日	事	安全衛生責任技術: 専門技術: 担当工事 会社名 安全衛生責任技術:	者 者 内 月 任 者 者	日~	年	月	日

<下請契約締結に至るまでのフロー>



ワンポイントアドバイス

下請業者の選定に当たっては、必要な建設業許可があること及び予定工期に主任技術者の配置が行えることを確認しましょう!!

建設工事の適正な施工を確保していくためには、軽微な建設工事を除いては、施工能力・資力信用のある者(=建設業許可業者)に工事を請け負わせる必要があります。

また、建設業許可業者であっても、当該業者が雇用する主任技術者が他の現場で手一杯の状態では、現場での適正な施工が期待できません。

そこで、下請業者の施工能力をあらかじめ確認しておくことが重要となるのです。

適正な見積依頼

適正な元請下請関係の構築のためには、個々の下請契約が各々の対等な立場における合意に基づいて締結される必要があります。(建設業法第18条)

見積依頼は書面で行う 見積にあたっては下請契約の具体的内容を提示することが必要

工事見積条件を明確にするため、見積依頼は以下の事が記載された書面で行いましょう。(建設業法第20条第3項) 契約書に記載しておかなければならない重要事項14項目のうち、請負代金の額を除いた13項目となります。

- ①工事内容 (※)下記参照
- ②工事着手の時期及び工事完成の時期
- ③請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをする時は、 その支払時期及び方法
- ④当事者の一方から設計変更又は工事着手 の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中 止の申し出があった場合における工期の変 更、請負代金の額の変更又は損害の負担及 びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑤天災その他の不可抗力による工期の変更又 は損害の負担及びその額の算定方法に関す る定め
- ⑥価格等(物価統制令(昭和21年勅令第118号)第2条に規定する価格等をいう)の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑦工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め

- ⑧注文者が工事に使用する資材を提供し、又 は建設機械その他の機械を貸与するときは、 その内容及び方法に関する定め
- ⑨注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ⑩工事完成後における請負代金の支払の時期 及び方法
- ①工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は 当該責任の履行に関して講ずべき保証保険 契約の締結その他の措置に関する定めをす るときは、その内容
- ②各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (13契約に関する紛争の解決方法
- (※)「工事内容」については最低限次の8つの事項が明示されている必要があります。
 - ①工事名称
 - ②施工場所
 - ③設計図書(数量等を含む)
 - ④下請工事の責任施工範囲
 - ⑤下請工事の工程及び下請工事を含む工 事の全体工程
- ⑥見積条件及び他工種との関係部位、特 殊部分に関する事項
- ⑦施工環境、施工制約に関する事項
- ⑧材料費、労働災害防止対策、産業廃棄物 処理等に係る元請下請間の費用負担区分 に関する事項

<標準的な見積費目>

直接工事費

+

共通仮設費

+

現場管理費

+

諸経費

<見積期間>

建設工事の合理的かつ適正な施工を図るためには、あらかじめ、契約の重要な事項を下請負人に提示し、下請負人が適切に見積を行うに足りる期間を設けなければなりません。(建設業法第20条第3項)

下請負契約内容の提示から下請契約の締結までの間に設けなければならない見積期間については以下のように定められています。(建設業法施行令第6条)

下請工事の予定価格の金額	見積期間
①500万円に満たない工事	中 1 日以上
②500万円以上5000万円に満たない工事	中 10 日以上
③5000万円以上の工事	中 15 日以上

注)予定価格が②③の工事については、やむを得ない事情があるときに限り、見積期間を それぞれ、**5日以内**に限り短縮することができます。

現場説明 · 図面渡

- ◆見積条件の明確化
- ◆見積費目の提示・確認
- ◆図面・仕様書の提示・確認

質疑応答

- ◆質問内容の明確化·迅速な質問
- ◆職務上権限を有する者同士の対応
- ◆見積条件内容の確定

見積書提出 <内訳が明らかな見積書>

建設工事の見積書は「工事の種別」ごとに「経費の内訳」が明らかとなったものでなければなりません。

工事の種別	切土、盛土、型枠工事、鉄筋工事のような「工種」及び本館、別館の ような「目的物の別」
経費の内訳	労務費、材料費、共通仮設費、現場管理費、機械経費、法定福利費、 安全衛生経費等の別

金額折衝 <対等な立場で>

建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結しなければなりません(建設業法第18条)。したがって、自己の取引上の地位を不当に利用し、通常必要と認められる原価に満たない金額で請負契約を締結してはいけません。(建設業法第19条の3)

ワンポイントアドバイス

下請業者との見積合わせ時には、貴社が行った査定の詳細をきちんと説明しましょう!! 建設工事の請負代金については「半値八がけ」と言われるように、合理的な根拠もないまま金額の交渉を行っている例があるとの指摘がされています。

合理的な根拠もなく、原価にも満たない安い代金で下請業者に工事を無理矢理押しつけた場合には、建設業法に違反します。

自らが行った査定の方法を下請業者にきっちり説明し、両者合意のもとで契約を行いましょう。

【具体的な事例】 建設業法令遵守ガイドライン 1. 見積条件の提示

請負契約書

請負契約は民法上は口約束でも効力を生じますが、契約内容をあらかじめ書面で明確にすることで、請負代 金、施工範囲等に係る元請下請間の紛争を防ぐことが目的です。

下請契約に当たっては、契約の内容となる一定の重要事項を明示した適正な契約書を作成し、下請工事着工 前までに署名又は記名押印して相互に交付しなければなりません。(建設業法第19条、「建設産業における生 産システム合理化指針について」(H3.2.5 建設省通知))

建設業法では以下の14項目が必ず記載されていなければなりません。

契約書に記載しておかなければならない重要14項目

- ①工事内容
- ②請負代金の額
- ③工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④請負代金の全部又は一部の前金払又は出 来形部分に対する支払の定めをするときは、 その支払時期及び方法
- ⑤当事者の一方から設計変更又は工事着手 の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中 止の申し出があった場合における工期の変 更、請負代金の額の変更又は損害の負担及 びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑥天災その他の不可抗力による工期の変更又 は損害の負担及びその額の算定方法に関す る定め
- ⑦価格等(物価統制令(昭和21年勅令第118 号)第2条に規定する価格等をいう)の変動 若しくは変更に基づく請負代金の額又はエ 事内容の変更

- ⑧工事の施工により第三者が損害を受けた場 合における賠償金の負担に関する定め
- ⑨注文者が工事に使用する資材を提供し、又 は建設機械その他の機械を貸与するときは、 その内容及び方法に関する定め
- ⑩注文者が工事の全部又は一部の完成を確 認するための検査の時期及び方法並びに引 渡しの時期
- ⑪工事完成後における請負代金の支払の時期 及び方法
- ⑩工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は 当該責任の履行に関して講ずべき保証保険 契約の締結その他の措置に関する定めをす るときは、その内容
- (3)各当事者の履行の遅滞その他債務の不履 行の場合における遅延利息、違約金その他 の損害金
- (4)契約に関する紛争の解決方法

建設リサイクル法対象工事の場合は、以下の4項目を加え、記載しなければなりません。

- ①分別解体の方法
- ③再資源化するための施設の名称及び所在地
- ②解体工事に要する費用
- ④再資源化等に要する費用

建設業法では、基本的には両者の署名又は記名押印により契約書を作成することとされていますが、注文 書・請書を相互に交付することでもかまいません。

公共工事 · 民間工事

とも

契約内容を以下のいずれかの書面で作成します。

(1)

契 約

(2)

注文書 · 請 書

+

基本契約書

(3)

注文書 • 請 書

+

基本契約約款

(注)契約書記載事項の14項目 は必ず記載

- 【具体的な事例】 建設業法令遵守ガイドライン 2. 書面による契約締結、3. 不当に低い請負代金、
 - 4. 指値発注、5. 不当な使用資材等の強制購入、
 - 6. やり直し工事、7. 赤伝処理、8. 工期

20

帳簿の記載事項と添付書類

建設業法では、請負契約の内容を適切に整理した帳簿を各営業所ごとに備える必要があります。(建設業法 第40条の3)

帳簿には 5年間 の保存義務があるので注意しましょう。(建設業法施行規則第28条) 発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあっては、10年間 となります。

帳簿に記載しておかなければならない内容(建設業法施行規則第26条第1項)

- 1 営業所の代表者の氏名及びその就任日
- 2 注文者と締結した建設工事の請負契約に関する以下の事項
 - (1)請け負った建設工事の名称、工事現場の所在地
 - (2)注文者との契約日
 - (3) 注文者の商号、住所、許可番号
 - (4)「注文者から受けた完成検査」の年月日
 - (5)「工事目的物を注文者に引き渡した」年月日
- 3 発注者と締結した住宅の新築工事の請負契約に関する次の事項
 - (1) 当該住宅の床面積
 - (2)建設業者の建設瑕疵負担割合
 - (3)発注者に交付している住宅瑕疵担保責任保険法人
- 4 下請契約に関する事項
 - (1)下請負人に請け負わせた建設工事の名称、工事現場の所在地
 - (2)下請負人との契約日
 - (3)下請負人の商号、住所、許可番号
 - (4)下請工事の完成を確認するために「自社が行った検査」の年月日
 - (5)下請工事の目的物について「下請業者から引き渡しを受けた」年月日

(注意)

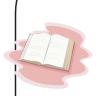
特定建設業の許可を受けている者が注文者(元請工事に限らない。)となって一般建設 業者(資本金が4,000万円以上の法人企業を除く。)に建設工事を下請負した場合には、 以下の事項についても記載が必要となります。

- ①支払った下請代金の額、支払った年月日及び支払手段
- ②支払手形を交付したときは、その手形の金額、交付年月日、手形の満期
- ③代金の一部を支払ったときは、その後の下請代金の支払残額
- ④遅延利息の額・支払日(下請負人から引き渡しの申出から50日を経過した場合に発生する遅延利息(年14.6%)の支払に係るもの)

帳簿に添付しておかなければならない書類(建設業法施行規則第26条第2項)

- 1 契約書又はその写し(電磁的記録可)
- 2 特定建設業の許可を受けている者が注文者(元請工事に限らない。)となって一般建設業者(資本金が4,000万円以上の法人企業を除く。)に建設工事を下請負した場合には、下請代金の支払済額、支払った年月日及び支払手段を証明する書類(領収書等)又はその写し
- 3 特定建設業の許可を受けている者が注文者(元請工事に限る。)となって、3,000万円(建築一式工事の場合は4,500万円。一次下請業者への下請代金の総額で判断。)以上の下請契約を締結した場合には、工事現場に備え付ける施工体制台帳の以下の部分。(工事完了後に施工体制台帳から必要な部分のみを抜粋します。)
 - (1)当該工事に関し、実際に工事現場に置いた監理技術者の氏名、有する監理技術 者資格
 - (2) 監理技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理を担当した建設工事の内容、有する主任技術者資格
 - (3)下請負人(末端までの全業者を指しています。以下同じ。)の商号、許可番号
 - (4)下請負人に請け負わせた建設工事の内容、工期
 - (5)下請業者が実際に工事現場に置いた主任技術者の氏名、有する主任技術者資格
 - (6)下請負人が主任技術者以外に専門技術者を置いたときは、その者の氏名、その者が管理を担当した建設工事の内容、有する主任技術者資格

施工体 制台帳



帳簿と同様に保存しておかなければならない書類(建設業法施行規則第26条5項)

- 〇 営業に関する図書
 - 1 営業に関する図書とは
 - (1) 完成図
 - (2) 発注者との打合せ記録
 - (3) 施工体系図
 - 2 保存すべき図書
 - (1) 建設業法第24条の7第1項の規定により施工体制台帳を作成する場合における 当該特定建設業者 1の(1)~(3)
 - (2) (1)以外の元請業者 1の(1)~(2)
 - 3 保存期間

いずれの図書も、当該目的物の引渡しをしたときから10年間(規則第28条第2項) ※平成20年11月28日施行

【具体的な事例】 建設業法令遵守ガイドライン 11. 帳簿の備付け及び保存

帳簿作成例

■営業所情報 1

代表者となったのである。	平成22年10月1日
代表者の氏名	第二 大洪
営業所の名称	〇〇営業所

■注文者と締結した建設工事の請負契約

	2一(5) 引渡年月日	平成27年3月 2日	
	150	н	平成27年3 月1日
	許可番号	番号	第12345
	ii.	大臣·知事/特定·一般	大臣/特定
2-(3) 注文者に係る事項	1	住別	00県00市00町1-1
	商品名称	スは氏名	福岡工業株式会 社
:	2—(2) 請負契約	44 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 1	平成26年11月1日
	2ー(1) 工事現場の所在地	〇〇県〇〇市〇〇町1-1	
	2-(1) 請け負った ニーエの 2	建設工事の名称	〇〇ビル新築工事

■発注者と締結した住宅の新築工事の請負契約

3-(3) ※2 発注者に交付している 住宅瑕疵担保責任保険法人	(株)
3-(2) ※1 建設業者の建設瑕疵負担 割合	%00
3-(1) 当該住宅の床面積	°ш 00

※1 当該新築住宅が特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行令第三条1項に該当する場合 ※2 当該新築住宅について、住宅瑕疵担保責任保険法人を利用している場合

■下請負人と締結した下請契約

	遅延利息	支払年月 日			
	遅延利息	支払額		田 十0	出
に該当する場合	下請代金	未支払額		E + 0	H H
下請契約	-場合	手形満期 年月日	平成27年4 月30日		
こ規定する	手形を交付した場合	手形交付 年月日	平成27年2 月28日		
1. 通		手形の 金額		E	H
法第24条の5第	支払手段 (現金・	平形・その他)	現金·手形		
拱	支払	年月日	27年2月28 日		
	下請代金	既支払額		10,000年	H
ĺ	4—(5) 引渡 年月日		平成27年2 月2日		
	4-(4) 検査記了	Γ	平成27年2 月1日		
		番号	第12 345 6号		
頃	許可番号	大臣·知事/ 特定·一般	知事/一般		
4-(3) 下請負人に係る事項) 1	1± P/T	〇〇県〇〇市〇〇町1-1		
	商号、名称	又は氏名	鉄筋工業 株式会社		
()	4一(2) 下請契約 統4年日日	柳陌牛万口	平成26年11 月10日		
	4-(1) 工事現場の所在地		00県00市00町1-1		
	4ー(1) 下請契約の名称		〇〇ビル新築鉄筋工事		

21

下請代金の適正な支払い

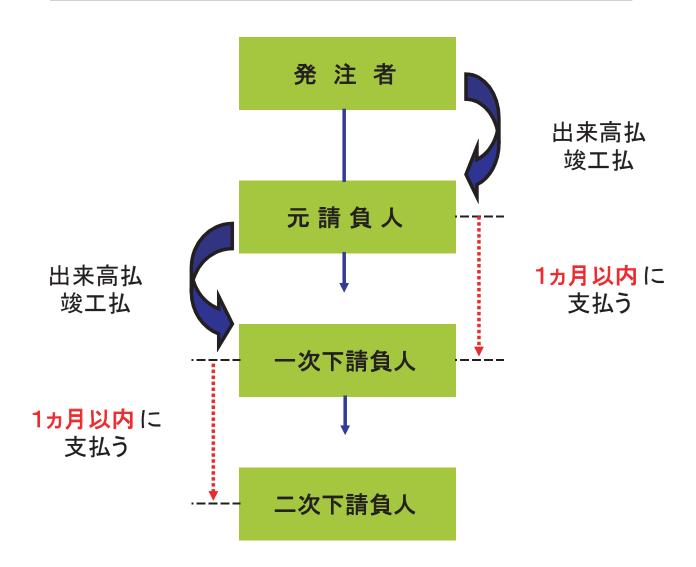
下請代金が適正に支払われなければ、下請負人の経営の安定が阻害されるばかりでなく、ひいてはそれが手抜き工事、労災事故等を誘発し、建設工事の適正な施工の確保が困難になりかねません。

建設業法では、工事の適正な施工と下請負人の利益保護を目的として、下請代金の規定を設けています。



注文者から請負代金の出来高払い又は竣工払いを受けたときは、その支払対象となった工事 を施工した下請負人に対して、相当する下請代金を1ヵ月以内に支払わなければなりません。 (建設業法第24条の3第1項)

<上位注文者から出来高払・竣工払の支払を受けたら>



下請代金の支払は、出来高払い又は竣工払いのいずれの場合においても、できる限り早く行うことが必要です。 1ヵ月以内という支払期間は、毎月一定の日に代金の支払を行うことが多いという建設業界の商慣習を踏まえて、定められたものですから、1ヵ月以内であればいつでもよいというものではなく、出来る限り短い期間内に支払われなければなりません。



下請代金の支払いは、できる限り**現金払い**としなければなりません。手形で支払う場合においても、手形期間は**120日以内**で、できるだけ短い期間としましょう。(「建設産業における生産システム合理化指針」)

請負代金の支払いは、できる限り現金払いとし、現金払いと手形払いを併用する場合であっても、支払代金に占める現金比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分は現金払いとしましょう。手形期間が120日を超えるものについては、割引困難な手形に該当する恐れがあるので、手形期間は120日以内としましょう。

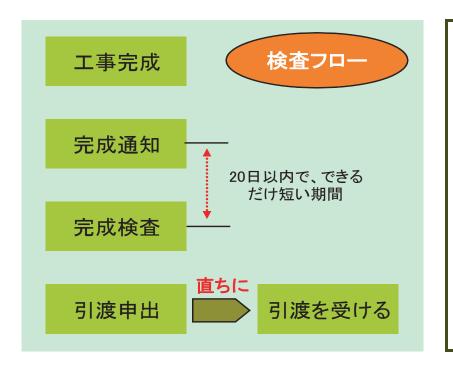


前払金を受けたときは、下請負人に対して資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着 手に必要な費用を前払金として支払うよう配慮しなければなりません。(建設業法第24条の3第2 項)

建設工事においては、発注者から資材の購入や労働者の募集等建設工事の着手のために必要な準備金が前払金として支払われることが慣行となっていますが、このような資材購入等の準備行為は元請負人だけでなく下請負人によっても行われることも多いので、元請負人が前払金を受けたときは下請負人に対しても工事着手に必要な費用を前払金として支払うよう努めるべきこととしています。



下請工事の完成を確認するための検査は、工事完成の通知を受けた日から**20日以内**に行い、かつ、検査後に下請負人が引渡しを申し出たときは、**直ちに**工事目的物の引渡しを受けなければなりません。(建設業法第24条の4)



- ◆検査は工事完成の通知日から20日 以内で、できる限り短い期間内に行 いましょう。
- ◆下請負人からの「工事完成の通知」 や「引渡しの申出」は口頭でも足り ますが、後日の紛争を避けるため書 面で行うことが適切です。



特定建設業者は、下請負人(特定建設業者又は資本金額が4,000万円以上の法人を除 く。)からの引渡し申出日から起算して50日以内に下請代金を支払わなければなりません。 (建設業法第24条の5 第1項)

特定建設業者の制度は下請負人保護のために設けられたものですから、特定建設業者については、注文者から支払いを受けたか否かにかかわらず、工事完成の確認後、下請負人から工事目的物の引渡しの申出があったときは、申出の日から50日以内に下請代金を支払わなければならないことになっています。

2つの支払期日の関係は?

特定建設業者は、元請としての義務【ポイント1】と特定建設業者の義務【ポイント5】 の両方の義務を負うので、出来高払いや竣工払いを受けた日から1ヵ月以内か、引 渡しの申出から50日以内の支払期日(支払期日の定めがなければ引渡し申出日) のいずれか早い方が実際の支払日になります。

【具体的な事例】 建設業法令遵守ガイドライン 9. 支払保留、10. 長期手形

ワンポイントアドバイス

赤伝処理を行う場合には、元請負人と下請負人双方の協議・合意と、内容の差引額の算定根拠等の明示が必要になります!!

赤伝処理とは、建設工事に関係して元請負人と下請負人の間で発生した諸費用について、元請負人が下請代金の支払時に差し引く(相殺する)行為のことをいいます。

赤伝処理を行うこと自体が直ちに建設業法上の問題となることはありませんが、適正な手続に基づかない赤伝処理を行えば、建設業法に違反するおそれがあります。

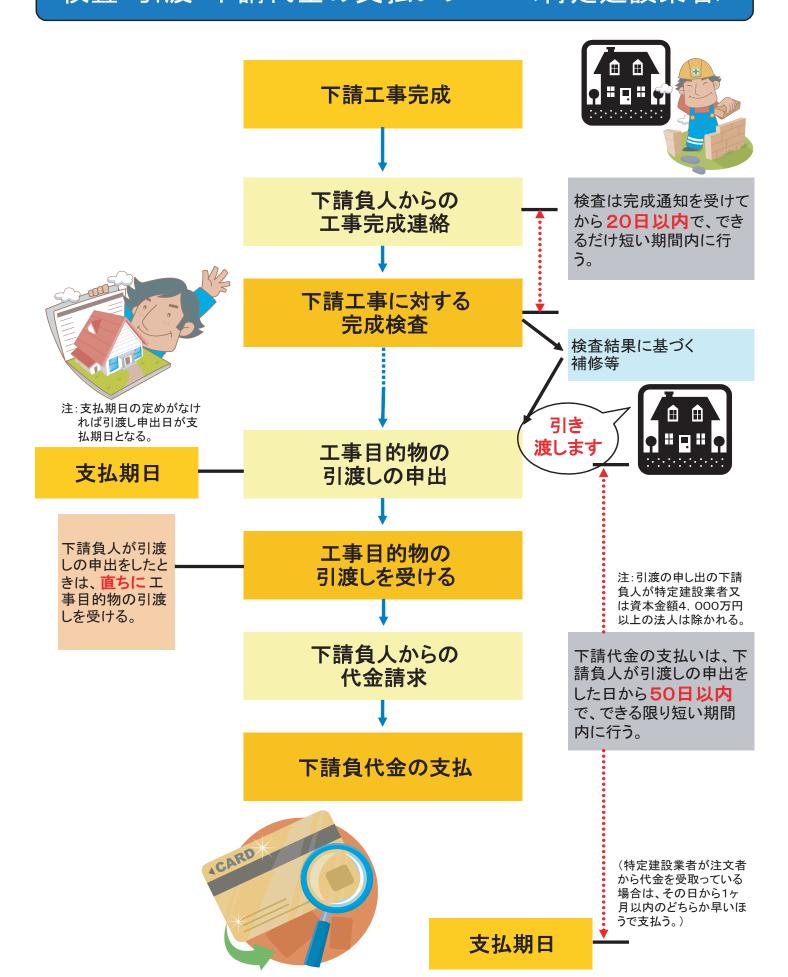
そのため、赤伝処理を行う場合には、以下の点に留意してください。

- ①元請負人と下請負人双方の協議・合意が必要
 - 赤伝処理を行う場合には、その内容や差し引く根拠等について、元請負人と下請負人双方の 協議・合意が必要です。
- ②内容の見積条件・契約書への明示が必要
 - 一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の費用、下請代金の支払に関して発生する諸費用 (下請代金の振り込み手数料等)、下請工事の施工に伴い副次的に発生する建設廃棄物の処理費 用及び、その他諸費用(駐車場代、弁当ごみ等のゴミ処理費用、安全協力会費等)について赤伝処 理を行う場合には、その内容や差引額の算定根拠等について、<u>見積条件書や契約書に明示することが必要</u>です。
- ③下請負人の過剰負担とならないよう配慮が必要

元請負人は、赤伝処理を行う諸費用について、その差引額の算定根拠、使途等を明らかにすることで透明性の確保に努め、下請負人の費用負担が過剰なものにならないよう十分配慮する必要があります。

(建設業法令遵守ガイドライン 7. 赤伝処理)

検査・引渡・下請代金の支払いフロー 〈特定建設業者〉



22

建設業法で定める標識の掲示

建設業法では、建設業の営業又は建設工事の施工が建設業法による許可を受けた適法な業者によってなされていることを対外的に明らかにするため、建設業者に対し、その店舗及び建設工事現場ごとに、一定の標識を掲げることを義務づけています。(建設業法第40条)

T	建		設	業	の	許	可	票		
	商号又は名称									
	代表者の氏名									
	一般建設業又は特定建設業	の別	許可を	受けた	建設業	討	一可	番号		許可年月日
5cm 以上						国土交通	大臣許 知事	可()第	号	
	この店舗で営業している建	設業								
	•			— 40	Ocm以上					

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

建 設 **の** 号 名 商 又 は 称 代 名 0 氏 主任技術者の氏名 専任の有無 25cm 以上 資格名 資格者証交付番号 一般建設業又は特定建設業の別 許可を受けた建設業 国土交通大臣 号 뮦 許 可 番 許可()第 知事 許 年 月 日 可

35cm以上

記載要領

- 1. 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 2. 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合には、「専任」と記載すること。
- 3. 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 4.「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 5.「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 6. 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

(平成23年12月27日施行)

建設業者に対する指導・監督

行政指導

指導・助言・勧告(建設業法第41条第1項)

行政庁は建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な指導、助言及び勧告を行うことができます。

建設業者の不適法な行為等で、建設業法第28条第1項や第2項の規定による指示処分を行うに至らない軽微なものについても対象になります。

監督処分

建設業者が建設業法や入札契約適正化法などの法令に違反すると、建設業法の監督処分の対象になります。監督処分には、指示処分、営業停止処分、許可の取消処分の3種類があります。

また、建設業法の監督処分以外に、国や地方公共団体等の発注者による指名停止措置などを受けることがあります。

指示処分(建設業法第28条第1項、第2項)

建設業者が建設業法に違反すると、監督行政庁の指示処分の対象になります。指示処分とは、法令や不適正な事実を是正するために企業がどのようなことをしなければならないか、監督行政庁が命令するものです。

営業停止処分(建設業法第28条第3項)

建設業者が指示処分に従わないときには、監督行政庁による営業停止処分の対象になります。

また、一括下請禁止規定の違反や独占禁止法、刑法などの他法令に違反した場合などには、指示処分なしで直接営業停止処分がかけられることがあります。営業の停止期間は1年以内で監督行政庁が判断して決定します。

許可取消処分(建設業法第29条)

不正手段で建設業の許可を受けたり、営業停止処分に違反して営業したりすると監督行政庁によって、建設業の 許可の取り消しがなされます。一括下請禁止規定の違反や独占禁止法、刑法などの他法令に違反した場合など で、情状が特に重いと判断されると指示処分や営業停止処分なしで、即、許可取消処分となります。

監督処分の公表

監督行政庁は、建設業者に対して営業停止処分や許可取消処分を行ったときは、その旨を官報や公報で公告しなければならないこととされています(建設業法第29条の5第1項)。これは、このような建設業者と新たな取引関係に入ろうとする者に、その処分に関する情報を提供するためです。

また、国土交通省では、所管の事業者等の過去の行政処分歴を検索できるサイトを公開しています。その一環として、「建設業者の不正行為等に関する情報交換コラボレーションシステム」において監督処分情報を公表しています。

「建設業者の不正行為等に関する情報交換コラボレーションシステム」

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/kengyo/collaboration/

「指名停止措置」は監督処分とは異なります

指名停止措置は、国や地方公共団体等の発注者が競争入札参加資格を認めた建設業者に対して、一定期間その発注者が発注する建設工事の競争入札に参加させないとするものです。会計法や地方自治法の運用として国や地方公共団体等の各発注者が行う行政上の措置であり、建設業法の監督処分とは異なります。

<参考>建設業法で禁止している行為

建設業法では、次のような不正行為等を禁止しています。禁止している行為や、監督処分の基本的な考え方については、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について(平成14年3月28日国総建第67号)」に明記されています。

経営事項審査申請の虚偽申請

公共工事の請負契約に係る手続(競争参加資格確認申請を含む。)において提出書類に虚偽の記載を行ったとき、又は不正行為等を行ったときは、15日以上の営業停止処分を受けます。

また、経営事項審査において完成工事高の水増し 等の虚偽申請を行うことにより得た結果を公共工事 の発注者に提出し、発注者がその結果を資格審査に 用いたときは、30日以上の営業停止処分を受け ます。

この場合において、経営事項審査の「監査の受審状況」で加点評価されていたときは、45日以上の営業停止処分を受けます。



施工体制台帳等の不作成

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設工事の下請契約の請負代金の総額が3,000万円(ただし、建築一式工事は4,500万円)以上となった場合には、必ず、施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければなりません。(法第24条の7)

これに違反して、施工体制台帳又は施工体 系図を作成せず、又は虚偽の施工体制台 帳又は施工体系図の作成を行ったときは、7 日以上の営業停止処分を受けることとなります。

※ 平成26年の入札契約適正化法の改正により、公共工事については下請金額による下限を 撤廃し、金額にかかわらず、施工体制台帳を作成しなければなりません。



無許可業者との下請契約

建設業の許可を受けずに、軽微な建設工事のみを請け 負うことを営業とする者であることを知ったうえで、500 万円以上(※1)の請負契約を結んだり、営業停止処分 を受けている者であることを知ったうえで、下請契約を 結ぶと、7日以上の営業停止処分を受けることになります。 このほかにも、特定建設業の許可を受けていない建 設業者であることを知ったうえで、政令で定める金額(※ 2)以上の下請契約を締結すると、7日以上の営業停止処 分を受けます。

- ※1 建築一式工事の場合は、1,500万円以上及び延べ面積 が150㎡以上の木造住宅工事
- ※2 建設業の下請金額の合計が、建築一式工事において は4,500万円、その他の建設工事にあっては3,000万円



建設業法令遵守推進本部「駆け込みホットライン」



全国 共通 TEL ※ O570-018-240 受付時間 /10:00~12:00 13:30~17:00(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

FAX. (1997) (1

E-mail: 🔯 kakekomi-hl@mlit.go.jp

駆け込みホットライン」への通報の仕方

通報にあたっては、建設業法令遵守推進本部が端緒情報として取り上げ、立入検査・報告徴収するかどうかの判断ができる次の事柄について、できる限り明らかに報告して頂くことが望まれます。 ◆通報される方の氏名、住所※通報された方に不利益が生じないよう十分注意しますのでできるだけ匿名は避けてく

◆違反の疑いがある行為者の会社名、代表者名、所在地、建設業許可番号等 ◆違反の疑いがある行為の具体的事実について次の事柄 (ア)たれが、(イ)いつ、(ウ)とでで、(エ)いかなる方法で、(オ)何をしたか 等 なお、違反の疑いがある行為を指則するような資料等があれば、通報後に建設業法令遵 守権進本部に提出(郵送、FAX)してください。

1. 通報される方の情報

		E-mail
始	所	叩
		梅
		朏
出	田	

2.違反の疑いがある行為者の情報

年文の投いがのる11河目の旧報						
ا_ آ	′	佑	型	番号	吡	争
70.00	女	表者	女	建設業許可番号	話番	9
の光で	414	朱	所	建設		4
と世						

3.違反の疑いがある行為(具体的事実)

駆け込みホットライン

建設業法達

◆「駆け込みホットライン」に電話をすると、各地方整備局等の [建設業法令遵守推進本部]につながります

の疑いがある建設業者には、必要に応じ立入検査等を実施し、 ◆「駆け込みホットライン」に寄せられた情報のうち、法令違法 違反行為があれば監督処分等により厳正に対応します。

なくそう違反、あったら通報



ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

受付時間 / 10:00 ~ 12:00 13:30 ~ 17:00

★法令違反情報を通報された方に不利益が生じないよう十分注意して情報を取り扱います

映 煙 用

業活分職中 **建**

「駆け込みホットライン」で 受け付ける法令違反情報

※「駆け込みホットライン」は、主に国土交通大臣許可業者を対象に以下の建設業に係る法令違反行為の情報(通報)を受け付けます。



元請業者と下請業者の間の請負契約上の法令違反

建設業法令遵守ガイドライン」に掲載されている法令違反、または法令違反のおそれがある事例

※「建設業法令遵守ガイドライン」は国土交通省のホームページに掲載されています。

見積条件の提示

- 不明確な工事内容の提示等により下請負人に見積りを行わせた
- 法令で定められた見積期間より短い期間で下請負人に見積りを行わせた

- 下請工事に関し、書面による契約を行わなかった
- 工事着手後又は工事終了後に契約書面を相互に交付した

●追加・変更契約

追加工事又は変更工事が発生したが、変更契約を行わなかった

▶工期変更に伴う変更契約

工期の変更に伴い下請工事の費用が増加したが、書面による変更契約を行わなかった

|不当に低い請負代金 | 指値発注

- 元請負人の一方的な強要による合理的な根拠もなく、下請負人の見積額や従来の取 引価格を著しく下回る額で下請契約を締結した
- 工事着手後又は工事終了後に下請負人の協議に応じることなく下請代金の額を一方的 に決定し、その額で下請契約を締結した

)不当な使用資材等の購入強制

下請契約締結後に、下請工事に使用する資材・購入先等を指定した結果、 が予定していた購入価格より高い価格で資材等を購入することとなった

元請負人と下請負人の責任及び費用負担を明確にしないままやり直し工事を下請負人 に行わせ、その費用を一方的に下請負人に負担させた

- 下請代金の支払の際、施工に伴い発生した建設廃棄物の処理費用、銀行振込手数料等を一 方的に下請代金から差し引いた
- 下請代金の支払の際、下請負人が使用した駐車場や宿舎使用料等を実際にかかった金額より 過大に差し引いた

- 下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、下請負人の工期が短縮されたことに より発生した増加費用を一方的に下請負人に負担させた
- 元請負人の不十分な施工管理等により下請工事の工期が不足した場合に、元請負人が下請負 人との協議を行うことなく、他の下請負人と下請契約を締結した費用を一方的に下請負人に

●支払保留

・工事目的物の検査、引渡しが終了後、下請負人に対し、長期間にわたり保留金として下請代 金の一部を支払わない

●長期手形

・120 日を超える割引困難な長期手形により下請代金を支払った



- 一括下請負が行われている
- ・工事現場に必要な専任の管理技術者等が設置されていない
- ・施工体制台帳・施工体系図が作成されていない ・監理技術者等の名義貸しが行われている
- ・無許可業者と500万円以上の下請契約を締結している
 - ・元請の一般建設業者が、下請業者と総額3,000万円





虚偽の許可申請・経営事項審査申請による法令違反

・建設業の許可申請の際、虚偽の内容で建設業許可を取得している

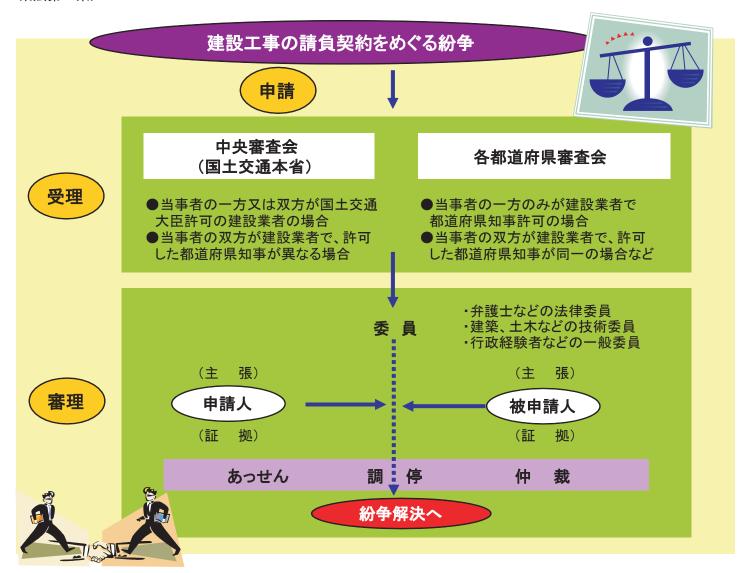
- ・変更届の際、虚偽の内容を提出している

 - ・経営事項審査申請の際、虚偽の内容で申請している
- ・虚偽の内容で得た経営事項審査の結果を公共工事の発注者に提出している

ポ

建設工事紛争審査会

建設工事紛争審査会は、工事に雨漏りなどの欠陥(瑕疵)があるのに補修してくれない、工事代金を支払ってもらえないといった建設工事の請負契約を巡る紛争の解決を図る機関で、中央(国土交通本省)と各都道府県に置かれています。(建設業法第25条)



建設工事紛争審査会事務局の住所・電話番号一覧(九州地方整備局管内関係分)

審査会名	担当部局	住 所	電話番号
中央	国土交通省 土地·建設産業政策局 建設業課 紛争調整官室	〒100-8918 千代田区霞ヶ関2-1-3	03-5253-8111
福岡県	建築都市部建築指導課建設業係	〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7	092-643-3719
佐賀県	県土づくり本部建設・技術課	〒840-8570 佐賀市城内1-1-59	0952-25-7153
長崎県	土木部監理課建設業指導班	〒850-8570 長崎市江戸町2-13	095-824-1111
熊本県	土木部監理課建設業係	〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1	096-383-1111
大分県	土木建築部土木建築企画課 建設業指導班	〒870-8501 大分市大手町3-1-1	097-536-1111
宮崎県	県土整備部管理課建設業係	〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1	0985-24-1111
鹿児島県	土木部監理課建設業指導係	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111

(平成27年3月31日現在)

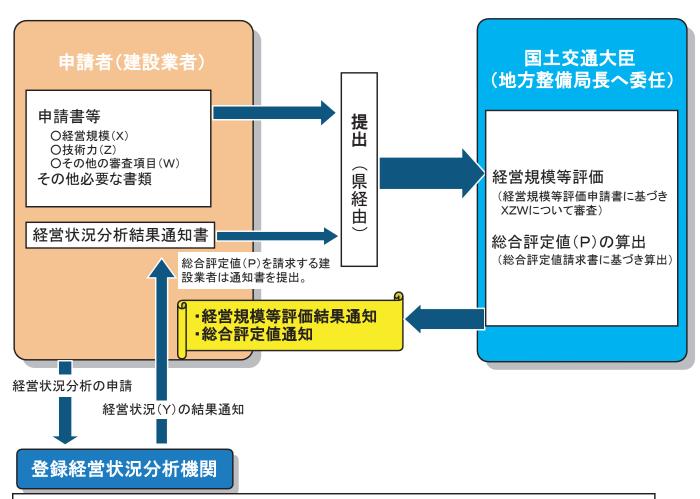
- (注)①審査会は、建設業者を指導監督したり技術的な鑑定を行う機関ではありません。
 - ②不動産の売買に関する紛争、専ら設計に関する紛争、工事に伴う近隣者との紛争、直接契約関係にない元請・ 孫請間の紛争などは取り扱うことができません。

経営事項審査

公共工事を発注者から直接請け負う建設業者は、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければなりません。(建設業法27条の23)

経営事項審査は、経営状況分析(Y)と、経営規模等評価(X·Z·W)の事項について、全国一律の数値評価で行われます。経営状況分析は国土交通大臣の登録を受けた経営状況分析機関が審査し、経営規模等評価は建設業の許可行政庁が審査します。

なお、公共工事の発注者は、工事の発注に際して、客観的事項としてこの総合評定値を活用するほか、過去の工事成績、特別な工事の実施状況等の主観的事項についても審査し、判断材料としています。



登録経営状況分析機関については、下記の国土交通省ホームページのアドレスにて紹介しています。 http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html

経営事項審査結果の公表について

経営事項審査結果は、公共工事入札参加希望者選定手続の透明性の一層の向上による公正さの確保、企業情報の開示や相互監視による虚偽申請の抑止力の活用といった観点から、公表を行っています。

公表及び閲覧は、一般財団法人建設業情報管理センターのホームページ上から閲覧可能です。

虚偽申請の罰則及び行政処分について

経営事項審査の提出書類に虚偽の記載をして提出したものについては、建設業法第28条に基づき監督処分の対象になります。(完成工事高水増し等の虚偽申請→30日以上の営業停止処分など)

また、場合によっては建設業法第50条に基づき懲役、罰金等の刑事罰に処せられます。

建設工事の業種区分

	-	設工 種類 _{設業法}			設業 業種 ^{投業法院}		建設工事の内容 昭和47年3月8日建設省 告示第350号 最終改正平成26年12月25日 国土交通省告示第1193号	建設工事の例示 平成13年国総建第97号 建設業許可事務が 1½ 7分 最終改正平成26年12月25日 国土建第169号
1	土ス	大一式	工事	土力	木工章	事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を 建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含 む。以下同じ。)	
2	建第	大一 桑	工事	建多	築工事	事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設 する工事	
3	大	ΙI	事	大二	LΙ	事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又 は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
4	左	官」	事	左盲	含工章	事業	繊維等をこて塗り、吹き付け、又ははり付ける工 事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け 工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
5	とで コエ	ゾ・土 ンクリ	エ・ ート 事	۲ T	ゾ・ <u>-</u> 事	上工業	①足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物 の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等 を行う工事 ②くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ③土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ④コンクリートにより工作物を築造する工事 ⑤その他基礎的ないしは準備的工事	①とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工 作物解体工事、XI ②くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事③土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事④コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ⑤地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
6	石	I	事	石	工事	業	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬 石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造 し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み(張り) 工事、コンクリートブロック積み(張り) 工事
7	屋	根コ	事	屋村	艮工马	丰業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
8	電	気コ	事	電気	₹工具	事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備 等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備 工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工 事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオ ン装置工事
9	管	I	事				冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等の ための設備を設置し、又は金属製等の管を使用し て水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備 を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
	れ	イ ル ん カ コック		れず	1 45		れんが、コンクリートブロック等により工作物を 築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブ ロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み (張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート 張り工事、サイディング工事
11	鋼札	冓造物	工事	鋼工	構 造 事	物業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立により工作物 を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵 用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門 扉設置工事
12	鉄	筋コ	事	鉄角	伤工 =	事業		
13	舗	装工	事	舗引	麦工马		道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、 砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
14	レエ	φ ん ·			∮んt 事		河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
15	板	金」	事	板釒	金工章	丰業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作 物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事

			7年4八十年の七年	神郎・丁宮の/01 二
	建設工事の	建設業の	建設工事の内容 昭和47年3月8日建設省	建設工事の例示
	種類 (建設業法別表)	業種 (建設業法別表)	昭和4(4つ月)の日廷政官 告示第530号 最終改正平成26年12月25日	平成13年国総建第97号 建設業許可事務が イドライン 最終改正平成26年12月25日
	(建议来以为权)	(建议未必则权)	国土交通省告示第1193号	国土建第169号
		ガラス	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
16	ガラスエ事	エ事業		
1 7	 塗 装 工 事	涂壮	リムはってま	空表工事、冷別工事、フィーフグエ事、印版りはエエ 事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
' '	空 装 土 争 	坐 表 丄 爭 耒		
			アスファルト、モルタル、シーリング材等によっ	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリン
12	防水工事	防水工重業	て防水を行う工事	グ工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工
10	W T 4	77. 工 于 未		事
			木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビ	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間
19	内装仕上工事	内装仕上	ニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて 建築物の内装仕上げを行う工事	仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、
-		工事業	建築物の内表性上げを行う工事 	家具工事、防音工事
	W 14 00 0 = 0 00	WW.1-#-00 ED =-0 ED	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工
20		機械器具設置 工事業	工作物に機械器具を取付ける工事	事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設備工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設
	<u> </u>	- - - -		置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
		劫络绿	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、 化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱
21	熱 絶 縁 工 事	熱 絶 縁 工 事 業		化子工来等の故禰の熱祀縁工事、クレタン吹竹り断熱 工事
	L	電気通信	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械 設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置す	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工
22	電気通信工事	工事業	る工事	事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事
			整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公
	 造 園 工 事	坐国	園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物	園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等
23		坦图工事未	の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	緑化工事、緑地育成工事
			 さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工
21	さく井工事	さく井工事業	又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工	事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然
	C () I I I	工事業	事	ガス掘削工事、揚水設備工事
			工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製
25	建具工事	建具工事業		カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工 事、自動ドアー取付け工事、木製建具取付け工事、ふ
				すま工事
		·····································		取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理が供工事
26	水道施設工事	水道施設工事業	等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは 流域下水道の処理設備を設置する工事	理設備工事
		_ · · · · ·		
		N/ B+ 1	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火 活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付け	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不 燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消化設備工事、屋外消火栓
27	消防施設工事	消防施設 工事業	古動に必要な設備を設置し、又は工作物に取りけ	設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火
		<u></u> 一	-	災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助 袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
			し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
28	 清掃施設工事	清 掃 施 設 工 事 業		
		工 事 来		
			工作物の解体を行う工事	工作物解体工事
29	解体工事		¥ 2	¥ 2
	X 2	※ 2		

- ※1 「工作物の解体」及び「工作物解体工事」の削除は、平成28年6月までに適用。 ※2 解体工事業については、平成28年6月までに適用。
- (注) 29の建設工事(※2)の種類のうち、土木一式工事及び建築一式工事の2つの一式工事は、工事の実施工 を想定している他の27の専門工事(※2)とは異なり、大規模又は施工内容が複雑な工事を、原則として 元請業者の立場で総合的にマネージメントとする事業者向けの許可です。

監理技術者や主任技術者となり得る国家資格等①

 (株) (1) (2) (3) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4						素は素の素は悪	中	K	井	と	幽	無無	<i>h</i>		鉄舗		极	\vdash	西田	K	-	\vdash	担	-	建水	\vdash	無	解
Particular Late Automaticular Late Automaticu	資格区分		1 П	,						5 H H		Ŕ	r							※仕上							押 旌 設	(※)
Part	建設業法「技術給定」	合格証明書	-	-			0			0		\vdash			0													
10 10 10 10 10 10 10 10			212	2級建設機械施工技士 (第一			0		-	0					0	0												
10 10 10 10 10 10 10 10			113				0							0	0	_		0	0						0			
No. 10. No.			214				0							0	0	_									0			
100 100			215	2級土木施工管理技士	種別	鋼構造物塗装	H		Н	H		H			Н	Ш					Н	H						
10 14 14 15 15 15 15 15 15			216			薬液注入				0																		
Part			120	-			0	\vdash	\vdash	\vdash	\vdash	_	0		0		\vdash		\vdash	Н		0)	0			
100 100			221			建築	0																					
Part			222	2級建築施工管理技士	種別	躯体		0	Ľ	0		\vdash	0	┢	0													Г
The Control Mean			223			仕上げ		0	0	0	0		0							0		0			0			
10 10 10 10 10 10 10 10			127	1級電気工事施工管理技士								0																
10 10 10 10 10 10 10 10			228	-								0																
Participal Continue Continu			129	_								0	0															
1 1 1 1 2 2 2 2 2 2			230	-								O)															
Part			133	$\overline{}$																			0					
14 14 15 15 15 15 15 15			234																				0					
	建築土法「建筑十学縣」	免許証	137	1級建築士			0	-		\vdash	0	\vdash	0	0		L				0					H	_		Г
### 200 本途後に	「Xand - 米也 -		238	_			0				0		0							0								
14 Rigg - Right Ri			239				\vdash	0				\vdash	L			L												
12	技術士法「井池工学界」	登録証	141				0			0		0			0	-							0					
150 農業「農業上外」・総合技術監理(職業(支援) (電 (技術工 記機		142		9及びコン	クリート」)	0		Ĺ	0		0		0	0	-			_			_	0			L		
14 職気電子・総合技術整理 (職校電子) 1.6 職権・総合技術整理 (職校電子) 1.6 職権・総合技術整理 (職校) 1.6 職権・総合技術整理 (職人工学) と総合技術整理 (職人工会) 1.7 上下水道・総合技術整理 (職人工会)・総合技術整理 (職人工会)・総合技術整理 (株業 (株実 1) 1.0 上下水道・総合技術整理 (株業 (株実 1) 1.6 株産 「本産土大・総合技術整理 (株業 (株実 1) 1.8 単下水道「大・総合技術整理 (株業 (株主大)・総合技術整理 (株実 1) 1.0 株宝 1 株宝			143	農業「農業土木」・総合技術監理			0			0																		
1.6 機械・総合技術監理(機械) 1.6 機械・総合技術監理(機械) ()			144									0										0						
14 機能 (請除工学) 又は「熊工学」又は「熊工学」又は「熊工学」又は「熊工学」又は「熊工学」とは「熊子女」 (株理、首称工学」、総合技術監理(比下水道) (株理、首称工学」、総合技術監理(比下水道) (株理、首称工学」、総合技術監理(比下水道) (株理、首称工学」、総合技術監理(株理、「株理工学」、総合技術監理(株理、「株理工学」、総合技術監理(株理、「株理工学」、総合技術監理(株理、「株理工学」、総合技術監理(株理、「株理工学」、総合技術監理(株理、「株理工学」、総合技術監理(株理、「株理工学」、総合技術監理(株理、「株理工学」、総合技術監理(株理、「株理工学」、総合技術監理(株理工学」、総合技術監理(株理工学」、総合技術監理(株理工学」、総合技術監理(株理工学」を含せが配理(株理工学」で表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表			145																		0							
14. 上下水道·比卡水道·松音·枝格整理(比下水道·上水道及び工象用水道)· 総合技術整理(比下水道·上水道及び工象用水道)· 総合技術整理(水灌・木木)· 総合技術整理(水灌・木木)· 総合技術整理(水灌・木木)· 総合技術整理(水灌・木木)· 総合技術整理(水灌・木木)· 総合技術整理(水灌・木木)· 総合技術整理(水灌・木木)· 総合技術整理(水灌・木木)· 総合技術整理(水灌・木木)· 総合技術整理(水土・、総合技術整理(水土・、総合技術整理(水土・・、総合技術整理(水土・・、総合技術整理(水土・・、総合技術整理(水土・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			146			(工学」)						0									0							
148 LFALÜE (LEALÜB ÇOLT, RIPALIAL) (a) (b) (c)			147	_								(0)													0			
19 kx fkx 1- %ebt/fmgat (kx fkx) (a)			148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道		業用水道」)						0												0	0	_		
150 株業 「株業」・総合技術監理(株業 「株社大」・総合技術監理(株工学」・総合技術監理(株工学」・総合技術監理(株工学」・総合技術監理(株工学」・総合技術監理(株工学」・総合技術監理(株工学」・総合技術監理(株工学」・総合技術監理(株工学「人工管理」・総合技術監理(株工学」を含ます。 (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2)			149	水産			0			0						0												
151 株業「森林土大」・総合技術監理(株業「森林土大」・総合技術監理(衛生工学)・総合技術監理(衛生工学)・総合技術監理(衛生工学)・総合技術監理(衛生工学)・総合技術監理(衛生工学)・総合技術監理(衛生工学)・総合技術監理(衛生工学)・総合技術監理(衛生工学)・総合技術監理(衛生工学)・経費・企業・総合技術監理(衛生工学)・経験が管理」)・総合技術監理(衛生工学)・経験が管理」)・総合技術監理(衛生工学)・経験を検索に関係工学・経験が管理」)・総合技術監理(衛生工学)・経験を検索に関係工学・経験が管理」)・総合技術監理(衛生工学)・経験を検索に関係工学・経験が管理」)・総合技術監理(衛生工学)・経験を検索に関係工学・経験が管理」)・総合技術を理解(本工学)・経験を検索に関係工学・経験が管理」)・総合技術を理解(本工学)・経験を検索に関係工学・経験・多額に関係工学・経験・多額に関係工学・経験・多額に関係工学・経験・多額に関係工学・経験・多額に関係工作技術者(1種・2種・3種) 3年 10<			150																				0					
152 衛生工学 (海生工学) (5.2) 衛生工学 (東葉物管理)・総合技術監理 (衛生工学 (東葉物管理)・総合技術監理 (衛生工学 (東葉物管理)・総合技術監理 (衛生工学 (東葉物管理)・総合技術監理 (衛生工学 (東葉物管理)・総合技術監理 (衛生工学 (東葉物管理)・総合技術監理 (衛生工学 (東東地管理)・総合技術監理 (衛生工学 (東東地管理)・総合技術 (東東東連門 (東東東東海 (東東東海 (東東海 (東東海 (東東東海 (東東東海 (東東海 (東東海 (東東海 (東東海 (東東海 (東東海 (東東海 (東東東海 (東東海 (東東海 (東東海 (東東東海 (東東海 (東海 (151	林業「森林土木」・総合技術監理(林業			0			0													0					
153 像生工学「廃薬物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃薬物管理」・ 154 衛生工学「廃薬物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃薬物管理」) 154 衛生工学「廃薬物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃薬物管理」) 155 衛生工学「廃薬物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃薬物管理」) 155 衛生工学「廃薬物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃薬物管理」) 156 第1種電気工事工 15 第1種電気工事工 15 第1種電気工事工 15 第2種電気工事工 15 第2種電気工具工 15 第2種工 15 第2種電気工具工 15 第2種工 15 第2番車工 15 第2番車工 15 第2番車工 15 第2番車工 15 第2番車工 15 第2番車工			152									0																
6th 154 衛生工学 「廃薬物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃薬物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃薬物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃薬物管理」・総合技術監理 34 <			153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学								(0)	0												0	_		
免状 155 第1種電気工事士 256 第2種電気工事士 34年 ○			154									(0)													0		0	
256 第2種電気工事士 34 ○ 「 ○ 「 ○	電気工事士法「番台工事士学際」	免状	155									0				L						\vdash						
免状 258 電気主任技術者 (1種・2種・3種) 実務経験 5年 5年 (1) (2) (3) (4)			256			3年	\vdash					0			\vdash				L									
免状 259 電気通信主任技術者 5年 1	電気事業法「電気主任技 術者国家試験等」	免状	258	電気主任技術者 (1種・2種・3種)	務経験	5年						0																
	電気通信事業法「電気通 信主任技術者制度」	免状	259	電気通信主任技術者		5年	\vdash		\exists			\dashv			\dashv	Щ		\dashv	Н			0			-	_		
THE STATE OF THE S	(性o) 和联署語入JMJENENE	1X86197.Ac. 1 1-40	6	(ほう) 農米部ノJ部先に開びり、「牧馬僚尤」「よらい、(よ、 牛阪口ガガ・4 阪の)独口(よ口)存攻 6 牛少丁の 水が開致合 牧り る。																								

監理技術者や主任技術者となりうる国家資格等②

			1	ŀ	ŀ	ŀ	ŀ	h	ŀ	ŀ	ŀ	ŀ	ŀ		H	ŀ	ŀ	ŀ		ŀ	ŀ	ŀ
		建設業の種類	生来	大工左首	14 CH	Δ ■ ₩	医根電気	<u> </u>	タイル網帯活	鉄筋	編 採しゃ くき	板金	ガラス塗装	四水	P 装件機械器	我 抢 禄	電気诵	きくま	世具	水道施		新 存 ()
資格区分		يد ا ا		\exists	Н	\exists			_		₽ C		_		-	-	Į (III			\neg	-	-
水道法「給水装置工事主 仟技術者試驗	免状	265 給水装置工事主任技術者 1年						0														
消防法「消防設備十試験」	免状	168 甲種消防股備士																			0	
		169 乙種消防設備士							_												0	
職業能力開発促進法 「共給給完」	合格証書	171 建築大工(1級)		0									\vdash									
L ZARETIXAE I		164 型枠施工 (1級)		0	0																	
		172 左官 (1級)		0	0																	
		173 とび・とびエ・コンクリート圧送施工 (1級)			0				_													
		166 ウェルポイント施工 (1級)			0																	
		174 冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管 (1級)		H				0														
		175 給排水衛生設備配管(1級)						0														
		176 配管・配管工 (1級)	F	\vdash				0	\vdash				H		H	L		H		H	H	
		170 建築板金「ダクト板金作業」					0	0				0										
		177 タイル張り・タイル張り工 (1級)		\vdash			\vdash		0		L		H		H	L		H				
		178 紫炉·紫炉工 (1級)							0							_						
		179 プロック建築・プロック建築工 (1級)		H		0			0							L		L				
		180 石工・石材施工・石積み (1級)				0																
		181 铁江・製罐 (1級)	L	H		L	-		0		L	L	H			L		H				
		182 鉄筋組立て・鉄筋施工 (選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」) (1級)								0			H									
		183 工場板金 (1級)							_			0										
		184 板金「建築板金作業」・建築板金(選択科目「内外装板金作業」)・板金工(選択科目「建築板金作業」)(1級)					0					0										
		185 版金·板金工·打出し板金 (1級)										0										
		186 かわらぶき (1級)					0															
		187 ガラス施工(1級)		\vdash			\vdash		\vdash			Ť	0		H	L		H				
		188 塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)											0									
		189 建築塗装・建築塗装 (1級)		\vdash					\vdash				0									
		190 金属途装・金属途装工(1級)											0									
		191 噴霧塗装 (1級)		\vdash					\vdash				0			L						
		167 路面標示施工							H				0			L						
		192 畳製作・畳工(1級)							_						0	_						
		193 内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工 (1級)													0	L						
		194 熟治線施工 (1級)														0						
		195 雄具製作・雄具工・木工(選択科目「雄具製作作成」)・カーテンウォール施工・サッと施工(1級)																	0			
		196 治圏 (1級)							_									0				
		197 防水施工 (1級)												0								
		198 さく井 (1級)		\vdash	F		\vdash		\vdash		L		H		H	L		0				
その他		061 地すべり防止工事 1年			0													0				
		062 建築設備士 1年 1年					0	0														
		063 計装 1年					0	0														
◎:監理技術者及び特定建設業の営業所専任技術者となりうる国家資格等 ○・+ 在主統参五で、4の事部参の企業部開在主統参したのスを国家改装等	の営業所専任技・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	所者となりうる国家資格等においています。																				

⁵⁸

解体工事業の新設に伴う経過措置等について

○施行日(以後、原則、解体工事業を営むに際し解体工事業の許可が必要)公布日(平成26年6月4日)から2年以内で政令で定める日(平成28年度メドに開始)

○経過措置

- ①施行日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き3年間(公布日から計5年間程度)は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能。(当該建設業者は、この経過措置期間中(公布日から5年間程度)とび・土工・コンクリート工事に係る技術者の配置でも解体工事の施工が可能。)
- ②施行日前のとび・土工工事業に係る経営業務管理責任者としての経験は、解体工事業に係る経営業務管理責任者の経験とみなす。
- ※技術者資格(実務経験の取扱いを含む。)については、検討中。

国土交通省 九州地方整備局 建政部 計画・建設産業課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7福岡第二合同庁舎別館3階 TEL 092-471-6331(代表)

ホームページアドレス (九州地方整備局) http://www.qsr.mlit.go.jp/ホームページアドレス (九州地方整備局建政部) http://www.qsr.mlit.go.jp/n-park/

<問い合わせ先>

建設業許可については 内線6146,6145

経営事項審査については 内線6149,6145 監督処分については 内線6149,6148

